

小田原市気候変動対策推進計画 改定案

見直し箇所は赤字で記載

目次

第1章 計画の背景	1
1 気候変動を取り巻く状況	1
(1) 地球温暖化と気候変動	1
(2) 国際的な動向	2
(3) 国内の動向	3
(4) 神奈川県動向	4
2 計画策定の経緯とこれまでの取組	5
(1) 「小田原市地球温暖化対策推進計画」の策定・運用と取組	5
(2) 「小田原市エネルギー計画」の策定・運用と取組	6
(3) 2つの計画の統合	7
(4) 「小田原市気候変動対策推進計画」策定後のこれまでの取組	7
3 小田原市の特性	8
(1) 自然環境	8
(2) 人口・世帯数	9
(3) 住宅	10
(4) 都市構造	11
(5) 産業構造	12
(6) 自動車	13
(7) 廃棄物	13
(8) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル	14
(9) 市民の意識	16
第2章 計画の基本的事項	19
1 役割と位置づけ	19
(1) 根拠法令等	19
(2) 計画期間	19
(3) 目標年度及び二酸化炭素排出量に係る基準年度	19
(4) 計画における対象分野	20
(5) 法令や他計画等との関係	20
2 小田原市域のエネルギー使用及び二酸化炭素排出の状況	24
(1) 小田原市域のエネルギー使用の状況	24
(2) 小田原市域の二酸化炭素排出の状況	26
3 計画の目標	28
(1) 全体目標	28
(2) 基本方針	30
4 計画の体系	32

第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】	34
1 基本的考え方	34
2 市域の脱炭素化目標	35
3 具体的な施策	36
施策1 再生可能エネルギーの導入促進	36
<地域脱炭素化促進事業の促進>	42
施策2 省エネルギー等の環境配慮行動の促進	45
施策3 脱炭素型のまちづくり	48
施策4 省資源・循環型社会に向けた脱炭素化の推進	51
施策5 吸収源対策	53
施策6 情報提供や意識啓発の実施（全施策共通）	54
第4章 市役所としての脱炭素化施策【緩和策】	56
1 基本的考え方	56
2 公共施設における温室効果ガス排出量の状況	57
3 市役所の脱炭素化目標	58
4 具体的な施策	59
施策1 公共施設への再生可能エネルギーの導入拡大	59
施策2 公共施設の省エネルギーの推進	61
施策3 公用車の電動化	62
施策4 事務・事業における環境に配慮した取組	63
第5章 気候変動適応策	65
1 基本的考え方	65
2 小田原市の状況と影響評価	66
(1) 市民の意識	66
(2) 気候変動の影響	68
3 気候変動適応策の目標	70
4 具体的な取組	70
分野1 農林水産業	70
分野2 水環境・水資源	71
分野3 自然生態系	71
分野4 自然災害	72
分野5 健康	72
分野6 まちづくり	73
分野7 生活・文化	73
5 今後の取組に向けて	74
第6章 推進体制と進行管理	75

1	推進体制	75
2	進行管理の方法	76

【本計画における図表等について】

参考 参考資料を基に本市が作成したもの

出典 参考資料から引用した図表を表記したもの

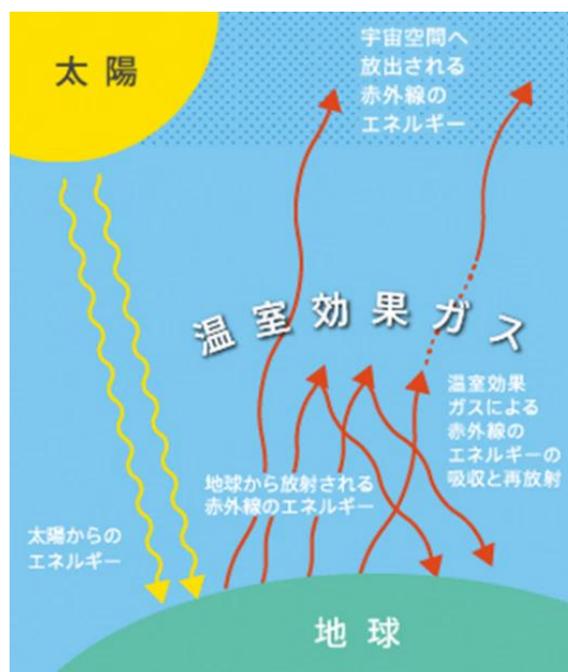
特段の記載のないものは小田原市作成

第1章 計画の背景

1 気候変動を取り巻く状況

(1) 地球温暖化と気候変動

地球は太陽からのエネルギーで温められ、地表から宇宙空間に赤外線として熱エネルギーが放射されますが、その一部は大気中の二酸化炭素や水蒸気などに吸収されて大気を温めます。これを温室効果と呼び、二酸化炭素などの熱エネルギーを吸収する気体を温室効果ガスと呼びます。地表から放出された熱エネルギーがそのまま全部宇宙に出ていってしまうと地球の気温はとても低くなりますが、この温室効果が適切に働くことで、地球は平均して 15°C ぐらいという、生物が生存するのにちょうどよい気温に保たれています。



出典：環境省ホームページ『地球温暖化のメカニズム』

しかし、人類は産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料を大量に使用することで温室効果ガスの排出量を急速に増加させました。その結果、地球環境が自然に吸収できる量を大幅に上回る温室効果ガスが排出され、大気中の温室効果が増大し、地球の平均気温の上昇が生じています。これを「地球温暖化」と呼びます。また、地球温暖化に伴い、これに起因する長期的に様々な気候状態の変化を「気候変動」と呼びます。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を解明することは容易ではありませんが、

今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクを伴う気候変動が更に高まる
ことが予測されています。また、気候変動は、生物多様性の損失要因の1つであり、
自然に依存した産業のみならず、生態系サービス¹を受けている人々の生活全般に
大きな影響を与えます。

これらのことから、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制し、気候
変動を防止するための対策である「緩和策」と、既に現れている、あるいは、中長
期的に避けられない気候変動の影響に対して、被害を最小限に食い止めたり、逆に
気候の変化を利用したりする対策である「適応策」の両側面から取り組むことが重
要です。

(2) 国際的な動向

平成 27(2015)年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリで開催された COP²21
において、京都議定書以来 18 年ぶりに新たな法的拘束力のある国際的な合意文書
「パリ協定」が採択され、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革
命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求するこ
と」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げました。

また、平成 30 (2018) 年に公表された IPCC³「1.5℃特別報告書」によると、世
界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二
酸化炭素排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要としています。

更に、IPCC 第 6 次評価報告書の統合報告書 (令和 5 (2023) 年 3 月 20 日) で
は、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきた
ことには疑う余地がなく、1850～1900 年を基準とした世界平均気温は 2011～
2020 年に 1.1℃ の温暖化に達した。」と断言し、「大気、海洋、雪氷圏、及び生物
圏に広範かつ急速な変化が起こっている。人為的な気候変動は、既に世界中の全て
の地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている。このことは、
自然と人々に対し広範な悪影響、及び関連する損失と損害をもたらしている (確信
度が高い)。」としています。令和 5 (2023) 年 7 月には、アントニオ・グテーレス
国連事務総長がこうした現状を踏まえ、「現在は気候危機にあり、地球温暖化の時
代は終わり、地球沸騰化の時代が始まっている。」と発言するなど、もはや気候変
動に猶予はありません。

¹ 生態系サービス：我々が生活をする上で、食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恩恵のこと。

² COP：国連気候変動枠組条約締約国会議 (Conference of the Parties) の略。

³ IPCC：気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略。

世界各国は、2050年までの温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル⁴を政策目標として掲げ、その実現に向けた対策を推進しています。

令和3（2021）年10月、イギリス・グラスゴーにおいて開催されたCOP26では、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である2030年に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求める内容が議論され、特にこの10年における行動を加速させる必要があることを強調しています。令和5（2023）年11月にアラブ首長国連邦・ドバイにおいて開催されたCOP28では、パリ協定⁵で掲げられた目標達成に向けて世界全体の進捗状況を評価する「グローバル・ストックテイク」が初めて実施され、その成果として採択された決定文書では、目標達成までは隔たりがあり一層の行動と支援が必要であると明記されています。

（3）国内の動向

国は、令和2（2020）年10月に2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、翌年には、令和12（2030）年度の温室効果ガスの削減目標を平成25（2013）年度比46%削減し、更に、50%削減の高みに向けて挑戦を続けていく旨を公表しました。

これを受け、令和4（2022）年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、2050年までの脱炭素社会⁶の実現を基本理念として位置づけています。

令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、その中で、5年の間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極的に支援することが示され、現在、地方公共団体では、脱炭素を成長の機会と捉えた、地域の成長戦略である「地域脱炭素」の取組が加速しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）に基づいて策定された「地球温暖化対策計画」では、令和3（2021）年10月の改定で2050年度・2030年度目標とその実現に向けた施策が位置付けられ、令和7（2025）年2月の改定で、令和17（2035）年度に65%削減、令和22（2040）年度に79%削減という目標（いずれも2013年度比）が位置付けられました。また政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措

⁴ カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

⁵

⁶ 脱炭素社会：地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出量を全体としてゼロとするカーボンニュートラルを目指す社会のこと。

置について定める「政府実行計画」でも、令和7（2025）年2月の改定で、政府保有施設について同目標が位置付けられました。

令和7（2025）年2月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、2040年度に電源構成比率の4～5割程度を再生可能エネルギー⁷（以下「再エネ」という。）が占める見通しが示され、再エネの主力電源化の徹底等が掲げられました。

また、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長を同時に実現するGX（グリーントランスフォーメーション）⁸の旗印の下、令和7（2025）年2月に「GX2040ビジョン」が閣議決定され、令和7（2025）年6月に、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号。以下「改正GX推進法」という。）が成立しています。

これらの動きと連動し、気候変動対策が経済に与える影響も加速度的に変化しています。改正GX推進法では、企業ごとに排出できる二酸化炭素量に上限を設けると同時に、排出枠を市場での取引を可能とする排出量取引制度を令和8（2026）年度より開始することが定められました。また、平成29（2017）年6月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）⁹が公表した報告書並びに令和3（2021）年6月にISSB（国際サステナビリティ基準審議会）が公表した「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び「気候関連開示」に基づき、国内では、令和6（2024）年3月にSSBJ（サステナビリティ基準委員会）が「サステナビリティ開示基準の適用」及び「気候関連開示基準」を公開しました。有価証券報告書への基準適用は、東証プライム上場企業から順次義務化される予定となっており、気候関連財務情報開示及びサステナブルファイナンスに関するルールの整備が進んでいます。

（4）神奈川県の変遷

神奈川県は、県域における地球温暖化対策の強化を図るため、平成21（2009）年に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定し、神奈川県・事業者・県民等の責務を明らかにしました。翌年には、同条例に基づいた「神奈川県地球温暖化対策計画」の策定や、「事業活動温暖化対策計画書制度」の運用が始まりました。

⁷ 再生可能エネルギー：太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど枯渇することのない自然エネルギーのこと。

⁸ GX（グリーントランスフォーメーション）：産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をグリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・温室効果ガス排出削減の同時実現を目指すこと。

⁹ TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）：G20の要請を受け、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するため、金融安定理事会（FSB）により設立された組織。

平成 23 (2011) 年には「かながわスマートエネルギー構想」を提唱し、原子力に過度に依存しない・環境に配慮する・地産地消を推進するという 3 原則によりエネルギー政策を推進することとしました。

平成 25 (2013) 年には「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」を制定し、翌年に策定した「かながわスマートエネルギー計画」により、分散型エネルギーシステム¹⁰の構築を進めています。

平成 31 (2020) 年 4 月には、「神奈川県地球温暖化対策計画」を「気候変動適応法 (平成 30 年法律第 50 号)」に基づく「地域気候変動適応計画」として、神奈川県環境科学センターを同法に基づく「地域気候変動適応センター」として、それぞれ位置付けました。

令和 4 (2022) 年 3 月には、「神奈川県地球温暖化対策計画」を改定し、長期目標として 2050 年脱炭素社会の実現、中期目標として令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度比で 46%削減することを設定しました (令和 6 (2024) 年 3 月においても改定実施)。

一方、令和 3 (2021) 年 11 月には、脱炭素社会の実現に向けた将来像や今からできる行動の選択肢を示すため、神奈川県と公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) が「かながわ脱炭素ビジョン 2050」を共同作成しました。このビジョンでは、徹底した省エネルギー (以下「省エネ」という。) を前提として、使用するエネルギーを可能な限り電化し、そのエネルギー源を再エネとすることや、デジタルを活用して作業等の自動化・効率化を進めることが重要であるとしています。

2 計画策定の経緯とこれまでの取組

(1) 「小田原市地球温暖化対策推進計画」の策定・運用と取組

本市は、平成 10 (1998) 年に「小田原市環境基本計画」と「小田原市低公害車普及促進計画」を策定し、低公害車の普及促進等にいち早く取り組みました。平成 11 (1999) 年には、環境負荷を低減する主体的な取組を進めるために、「小田原市環境行動指針 (環境行動計画)」を定め、平成 19 (2007) 年に「小田原市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者・行政のそれぞれの役割や取組を具体的に示しました。

平成 20 (2008) 年に改正された温対法等に位置づく計画として、これまでの取組を踏まえて平成 23 (2011) 年度に「小田原市地球温暖化対策推進計画」を策定

¹⁰ 分散型エネルギーシステム：地域において多様な分散型電源 (太陽光等の再エネ発電設備、ガスコージェネレーション、熱電併給型の燃料電池等) を導入し地域における安定的な電源の確保を図るシステムのこと。

し、令和2（2020）年度において平成2（1990）年度比25%の温室効果ガスを削減する目標を掲げ、低炭素社会実現のための事業者向け、家庭向け等の各種取組を推進しました。

その後の社会的な流れや本市の各種施策の動向等を汲みながら、平成29（2017）年度から平成30（2018）年度にかけて計画の中間見直しを行い、温室効果ガス排出量の最新値の反映や適応策の追加等を行った改訂版を策定しました。

令和3（2021）年度には、改訂版の計画期間が満了となる令和4（2022）年度に向け、「環境・エネルギー」を重点施策に位置付けた「第6次小田原市総合計画」の策定作業と連動して見直し作業を前倒しして実施し、新たな計画の策定作業に着手しました。検討に当たっては、温対法の内容や現行計画の成果を踏まえるとともに、脱炭素社会の実現に向けて地域で取り組む気候変動対策を示すことを目的に策定を進めました。

（2）「小田原市エネルギー計画」の策定・運用と取組

本市は、平成23（2011）年の東日本大震災以降、エネルギーの地域自給による持続可能なまちの実現に向けてエネルギー政策の推進に関する専門部署を立ち上げるとともに、持続可能なまちづくりに不可欠な地域の資源である再エネの活用を推進するため、平成26（2014）年4月に「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を施行し、平成27（2015）年度に「小田原市エネルギー計画」を策定しました。

この計画に基づき、市民出資の手法を取り入れたメガソーラー¹¹事業の創出、地域新電力との連携、蓄電池を組み合わせたエネルギーマネジメント¹²の高度化など、公民連携による事業に段階的に取り組みました。

また、電気自動車を動く蓄電池と見立てたエネルギーマネジメント事業や、地域マイクログリッド¹³構築事業など、最新の技術を取り入れた新たな公民連携事業にも着手しました。

これらのエネルギー分野における先行的な取組により、二酸化炭素排出量の削減に加え、今後取り組むべき再エネの大量導入に向けた公民連携の継続的かつ段階的な拡大の基盤となる成果があげられたと考えられます。

令和元（2019）年11月に「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ（以下、ゼロカーボンシティ）」を表明し、これまでの取組を踏まえつつ、社会のあり様を大

¹¹ メガソーラー：太陽光発電で出力（発電規模）が1MW(1000kW)を超える大規模なもの。

¹² エネルギーマネジメント：建物や住宅などにおいてエネルギーを合理的に利用するため管理すること。

¹³ 地域マイクログリッド：通常は既設の送配電ネットワークを活用して電気を調達し、非常時にはネットワークから切り離して電気を自給自足するシステムのこと。

きく変えるイノベーション¹⁴の実現に向け、令和2（2020）年に計画の一部見直しを行い、新たな視点として「先進技術の活用とイノベーションの創出」を加えて目指すべき方向性を明確化しました。

令和4（2022）年には、脱炭素社会の構築に向けてエネルギー政策と気候変動対策を統合的に所管し、2050年のゼロカーボンシティ実現に向けた取組とその普及啓発等を強力に推進するための部署として、ゼロカーボン推進課を設置しています。

（3）2つの計画の統合

小田原市環境審議会において、地球温暖化対策推進計画・エネルギー計画策定検討部会を設置し、2つの計画において求められる役割等について審議しました。その結果、エネルギー使用に由来する二酸化炭素の排出は温室効果ガスの大部分を占めており、2つの計画に位置付けるべき対策・施策は相互に密接に関係することや、現行計画においても重複する目標や施策が多く、効率的な運用・評価をしていく必要があることが確認されました。これを考慮し、「小田原市地球温暖化対策推進計画」と「小田原市エネルギー計画」を統合して1つの計画として策定することが、気候変動への対策を総合的に取り組むために最も効果的であると結論を得ました。

また策定する計画は、区域全体及び本市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減・脱炭素を目的とした緩和策に取り組むため、温対法に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として位置付けるとともに、既に生じている影響に対処する適応策にも同時に取り組むため、「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画としても位置付けることとしました。

これを踏まえ、令和4（2022）年10月に「小田原市気候変動対策推進計画」を策定しています。

（4）「小田原市気候変動対策推進計画」策定後のこれまでの取組

本市は、地域資源を最大限に活用し、暮らしと営みを支えるために必要な要素や仕組みを整え、その恩恵を地域の中で分かち合うという「地域自給圏」の考えに基づいたまちづくりに取り組んでおり、エネルギーは、いのちを支えるために必要な要素の1つとして位置付けられています。環境省が提供する地域経済循環分析ツールによれば、令和2（2020）年度時点で年間約110億円がエネルギー利用に伴い、市外に流出しています。この抑制のため、本市は、温室効果ガス排出削減による気候変動の緩和のみならず、エネルギー自給率の増加による地域経済の好循環の観点からも、太陽光発電等の地産の再エネの増加とエネルギーマネジメントを含む地域

¹⁴ イノベーション：モノや仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や変革をもたらすこと。

での効率的な地消に向けた取組を、本計画に則り進めてきました。

令和4（2022）年5月には「重点対策加速化事業¹⁵」、同年11月には「脱炭素先行地域づくり事業¹⁶」にそれぞれ環境省から選定されており、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を最大限活用し、太陽光発電設備、省エネ設備等の導入及び地産の再エネを地域内で最大限活用するためのエリアエネルギーマネジメントシステムの構築に取り組んでいます。

3 小田原市の特性

気候変動対策は、地球規模の課題に対する国を挙げての対策であることから、国や神奈川県による対策との協調を図るとともに、地域に適した対策を講じる必要があります。

全国的・全県的に国・神奈川県の対策・施策が実施されることで、本市を含めて自然的・社会的条件が平均的な地域では目標達成に向けてその効果が表れると考えられますが、それに加え、本市の特性に応じた対策を講じることで、より効果的に気候変動対策を推進するため、全国の平均的な状況と本市の状況を比較し、その特性を捉えます。

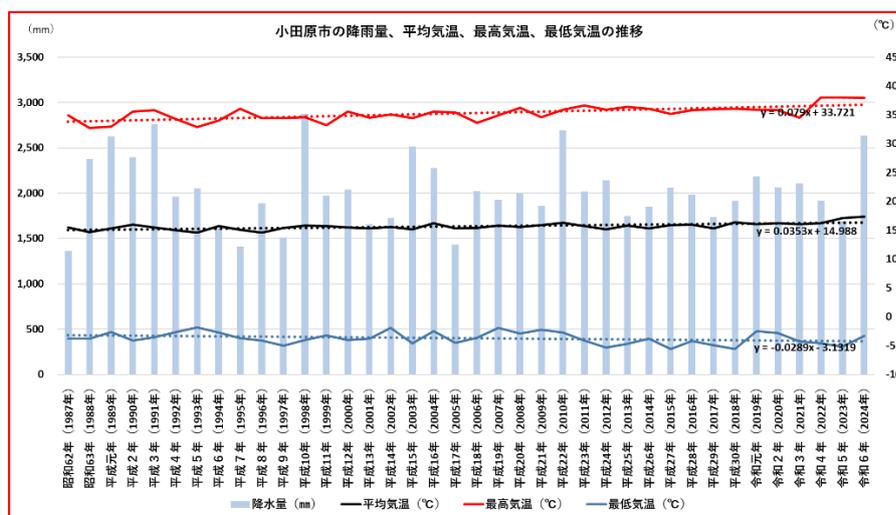
（1）自然環境

本市は、相模湾に面し、沖を流れる黒潮の影響を受けて温暖な気候条件を有しています。年平均気温は16°C程度で、夏は東京よりも涼しく、冬は東京よりも暖かい傾向にあるため、比較的冷暖房に頼らなくとも過ごしやすい地域です。背後に箱根外輪山などの高い山々をひかえているため、南からの湿った大気が上昇気流となり、年間2,000 mm程度の降水量があります。降雨量、平均気温、最高気温、最低気温の過去約40年間の推移を見ると、平均気温と最高気温は概ね安定していますが、上昇傾向にあります。

首都圏でありながら森・里・川・海・街がそろった豊かな自然環境とその恵みが受け継がれ、人々の生活・文化・なりわいが成り立っています。

¹⁵ 重点対策加速化事業：地域のニーズ・創意工夫を踏まえて、全国津々浦々で取り組むことが望ましい「重点対策」を複合的に組み合わせた複数年にわたる意欲的な計画を加速的に実施する地方公共団体の取組に対して支援を行う事業。

¹⁶ 脱炭素先行地域づくり事業：2050年カーボンニュートラルに向けて、2030年までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現するとともに、運輸部門や熱利用などの温室効果ガス排出削減についても、地域特性に応じて実現する地域を支援する事業。



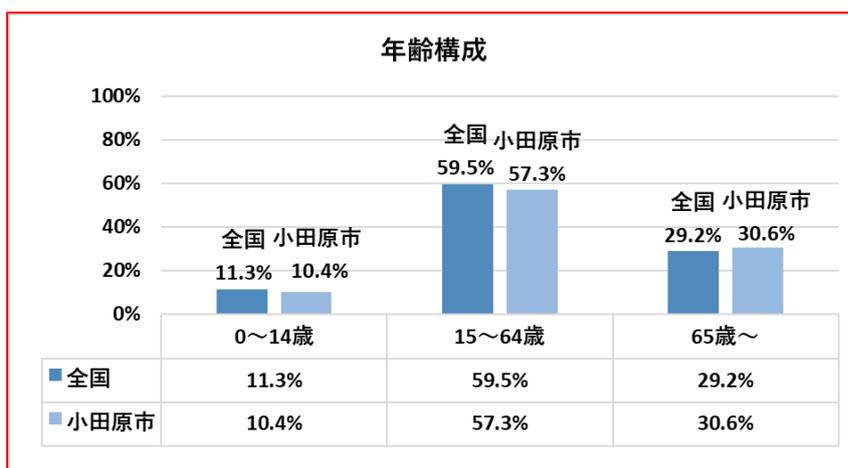
参考：気象庁ホームページ 過去の気象データ

(2) 人口・世帯数

令和7（2025）年1月1日現在の本市の人口は185,750人、世帯数は85,792世帯です。平成25（2013）年4月1日の人口は196,274人、世帯数は79,219世帯であり、平成11（1999）年の人口200,695人をピークに減少が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所による日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）によると、令和12（2030）年には176,703人、令和27（2045）年には154,947人になると推計しています。

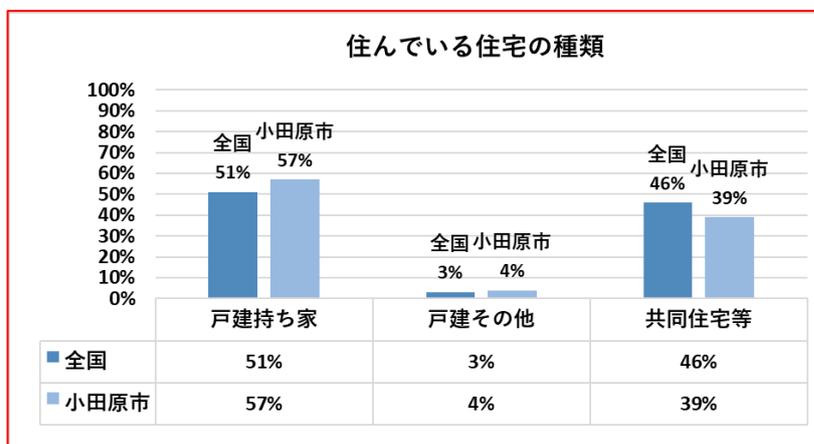
年齢構成を見ると、0～14歳、15～64歳、65歳以上の各区分において概ね全国平均と同様の比率となっています。



参考：総務省統計局 人口推計 2024年（令和6年）6月報（2024年（令和6年）1月1日現在）
 神奈川県年齢別人口統計調査結果 令和6年（1月1日現在）

(3) 住宅

本市の住宅の状況は、全国平均と比較すると戸建に住んでいる方が多く、共同住宅等に住む方は少なくなっています。家庭向けの気候変動対策に取り組む際は、戸建て住宅を重点的に取り組むことが有効です。

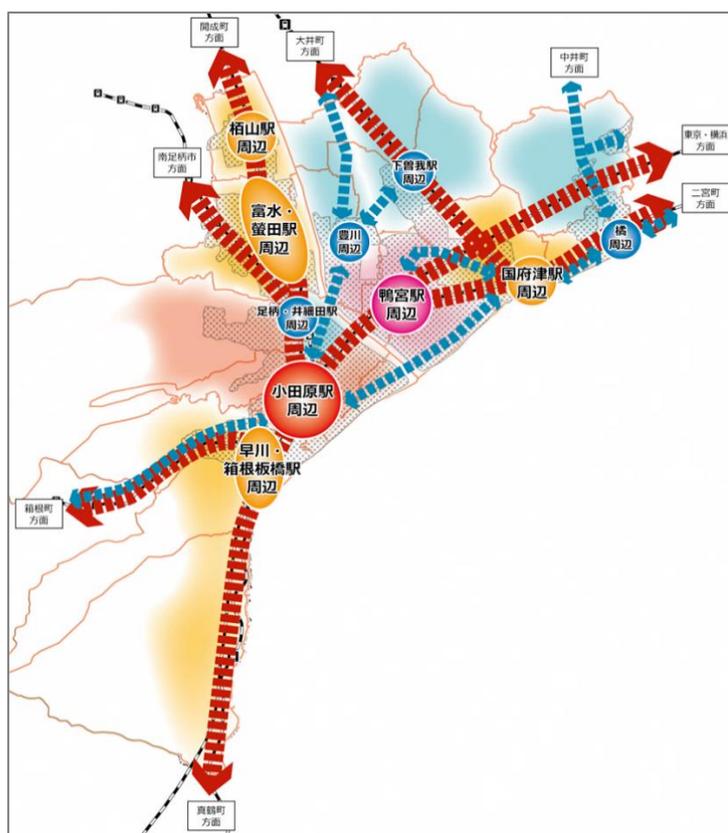


参考：令和2（2020）年国勢調査

(4) 都市構造

交通の状況は、東西方向に西湘バイパス、小田原厚木道路などがあり、幹線道路は小田原駅を中心に、国道1号、国道255号、県道711号、県道717号など放射環状型の道路網を形成しています。鉄道は6路線18駅を有し、市街化区域面積の約55%が駅の徒歩圏(800m)に、約95%が駅又はバス停の徒歩圏(300m)に含まれ、公共交通の利便性が高いことが特徴です。

将来の都市構造としては、人口減少・少子高齢化が進む社会状況を踏まえ、高齢者や子育て世代をはじめ市民にとって、快適な生活環境を確保し、持続的な都市経営を推進するため、鉄道駅周辺などの交通の利便性の高い地域におけるまちの魅力を高め、都市機能の集約による居住の誘導を図るとともに、地域間を結ぶ交通軸を維持・確保することにより、小田原らしさを生かした、にぎわいのある多極ネットワーク型コンパクトシティ¹⁷の形成を目指しています。



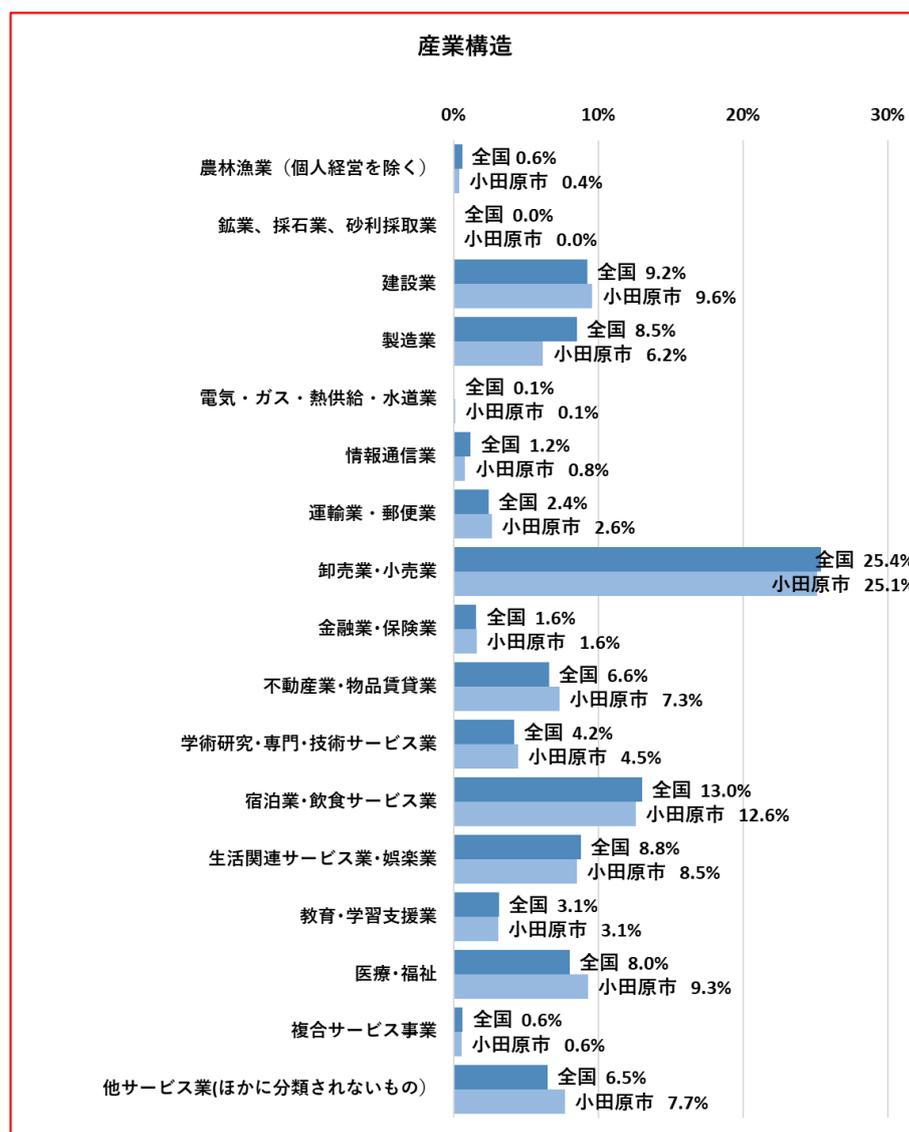
出典：「小田原市立地適正化計画」(平成31(2019)年3月策定)

¹⁷ 多極ネットワーク型コンパクトシティ：中心市街地、生活圏を支える各拠点が公共交通により相互に結ばれ、それぞれが特色を持つメリハリある市街地を形成することで、多極かつ多様性のある都市構造を持つまちのこと。

(5) 産業構造

本市の産業構造を業種別に全国平均と比較すると、事業所数では「卸売業、小売業」がやや多く、「製造業」がやや少ない状況です。

そのため、全体的に比較的割合が多い業務部門に向けた施策を優先的に取り組むことがより有効です。

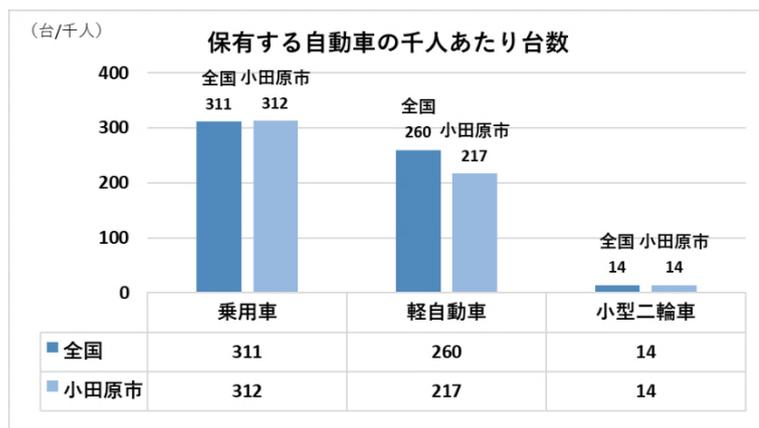


参考：令和3年経済センサス-活動調査

(6) 自動車

本市の乗用車と軽自動車の千人当たりの保有台数を見ると、乗用車は全国平均とほぼ同等で、軽自動車はわずかに少ない状況です。

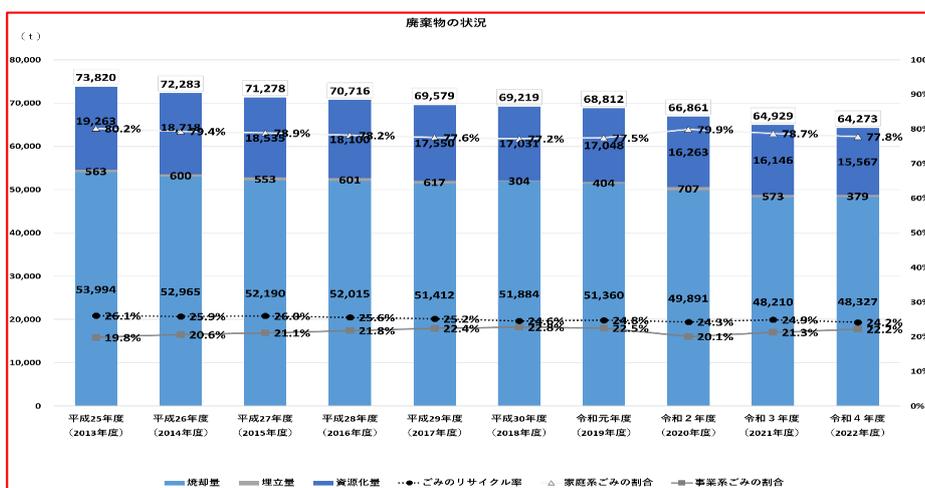
保有台数が極端に多いということではないため、自動車の保有台数を減らすことではなく、保有している自動車を電動化して太陽光発電と組み合わせて使うことで温室効果ガスを削減していくことが有効です。



参考：自動車輸送統計年報（令和元年度分）、県勢要覧 2019（令和元年度版）、総務省統計局 人口推計 - 2019年（令和元年）10月報、令和2年版小田原市統計要覧

(7) 廃棄物

ごみの総排出量は、近年減少が続いています。令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、家庭から排出されるごみが微増しましたが、事業ごみについては事業活動が停滞したこともあり大きく減少し、総排出量は前年に比べ約 2,000 t 減少しており、以降も減少を続けています。また、リサイクル率は、資源化品目のうちで多くを占める古紙の回収量が減っていることが影響して微減しています。



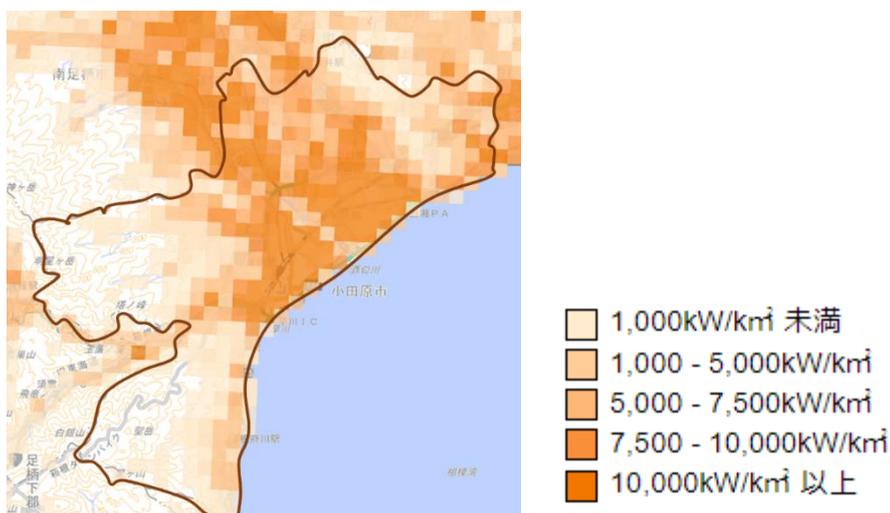
参考：小田原市環境基本計画・小田原市地球温暖化対策推進計画 令和3年度年次報告書（令和2年度実績）及び総括評価報告書、令和5年度版小田原市統計要覧

(8) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル

再エネには、太陽、風力、水力、地熱、バイオマス、雪氷熱、温度差熱などがあります。環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS (リーポス)】(令和4(2022)年4月1日)」で推計された太陽光発電、陸上風力発電、中小水力発電、地熱発電、太陽熱利用、地中熱利用の各再エネについて、本市における導入ポテンシャル¹⁸は次のとおりです。

発電部門については、太陽光のポテンシャルが最も高くなっています。太陽光の内訳を見ると、住宅や建物などの建物系は、空き地などの土地系の2倍近くの導入ポテンシャルとなっており、ポテンシャルマップにおいても本市の比較的平野部の住宅街等が広がるエリアにおけるポテンシャルが高いことが見て取れます。太陽光による発電は日照時間や日射量などの気象条件の影響を受けますが、本市は一年を通じて安定した日照時間を得られ、日射量も十分あり、導入コストや設置に要する期間等を勘案すると、市民や事業者にとって比較的導入しやすい設備です。そのため、公共施設への率先導入をはじめ、住宅や事業所等への導入が見込まれます。

再生可能エネルギー		導入ポテンシャル	(千kW)
太陽光 (建物系)	568 千kW	568	
太陽光 (土地系)	306 千kW	306	
陸上風力	37 千kW	37	
中小水力	0.9 千kW	0.9	
地熱	1.5 千kW	1.5	

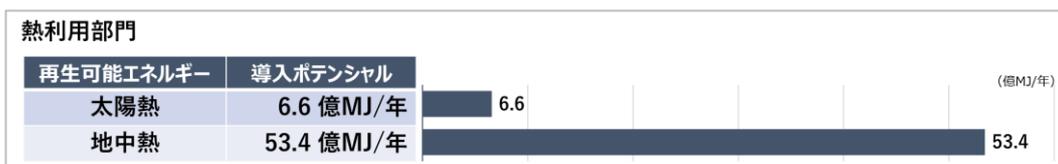


参考：「再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS (リーポス)】(令和4(2022)年4月1日)」

¹⁸ 導入ポテンシャル：エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量のこと。Wは発電する力の単位で、kW/km²は1平方キロメートル当たりどの程度発電する力(W)があるかを表し、Jはエネルギーの大きさの単位で、億MJ/年は年間当たりどの程度熱量を生み出す力(J)があるかを表す。

熱利用部門については、地中熱のポテンシャルが高いことが分かります。地中熱は、地盤の浅い部分に存在する低温のエネルギーで、年間を通して温度の変化が少なく、夏場は外気温度より地中温度が低く、冬場は外気温度より地中温度が高いといった温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことができます。

しかしながら、地中熱利用に関する認知度が低いことや、熱交換機器設置のための掘削など初期費用が高額でコスト回収に時間を有すること、地下水等の周辺への影響を確認する必要があることなど、導入に向けたハードルが高く、今後の低コスト化や高性能化などといった技術の進歩が望まれます。



参考：「再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】（令和4（2022）年4月1日）」

多くのエネルギーを要する熱利用において、中長期的には太陽熱や地中熱を活用し、電力以外の脱炭素化を図っていくことも考えられますが、ポテンシャルや技術開発の状況等を踏まえると、現状の経済性や前述の導入ポテンシャルの観点からも、再エネ導入拡大において優先的に取り入れることが望ましいエネルギー源は太陽光です。

令和元（2019）年度時点での本市の再エネ導入量は約 34 千 kW であり、太陽光（建物系）568 千 kW と太陽光（土地系）306 千 kW の合計 874 千 kW のポテンシャルに対し約 4% の導入となっています。このポテンシャルを最大限活用し、太陽光発電設備の導入を進めていくことが必要です。

一方で、これまで国内で導入された太陽光発電設備では、自然環境・生活環境等の配慮不足を要因とした事故やトラブルの発生事例も存在しています。太陽光発電設備の導入を進めるにあたっては、法規適合性の確認に加え、災害発生リスクや自然環境保護等の観点にも十分留意しながら推進することが重要です。

(9) 市民の意識

脱炭素社会実現への取組や計画策定の基礎資料とするため、地球温暖化対策や脱炭素についての認識・関心等を把握することを目的に、「地球温暖化対策等に関するアンケート」を実施しました。

なお、本アンケートにおいて把握した気候変動適応に関する内容については、第5章 気候変動適応策において記載します。

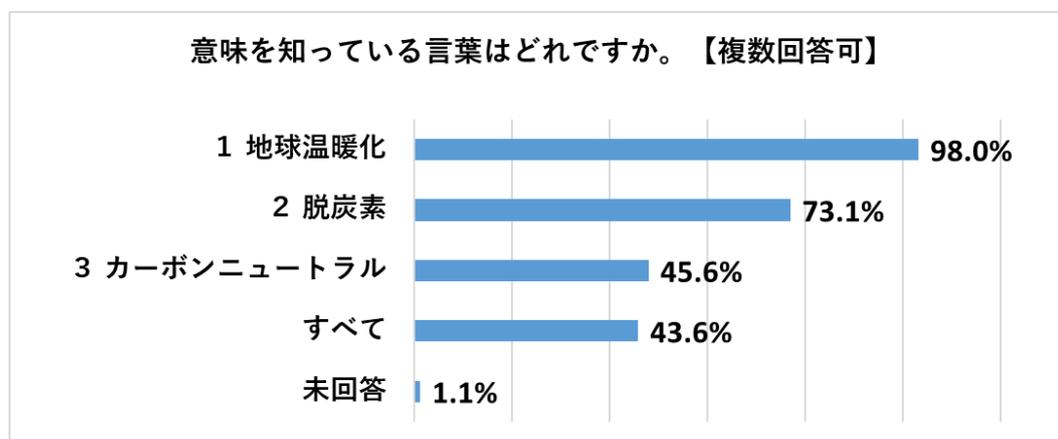
【概要】

調査対象	①市内在住の15歳以上の個人（一世帯につき一人）1,250人 ②おだわら環境メールニュース登録者 3,908人
調査期間	令和3（2021）年12月から令和4（2022）年1月まで
調査方法	①自治会を通じて配布 ②おだわら環境メールニュースへの掲載（12/10、12/27の全2回分）
回収数	①1,038件（紙回答904、ウェブ回答134） 回収率83% ②15件 回答率0.38% 合計1,053件

【結果】

言葉の認知度

「地球温暖化という言葉を知っている」と回答した人は98%と、ほとんどの人に認知されています。「脱炭素」は73.1%、「カーボンニュートラル」は45.6%と認知度はやや下がりますが、「すべて知っている」人は43.6%と半数近くの人が認知しており、昨今の報道等により言葉を見聞きした人が一定数いることが分かります。



「ゼロカーボンアクション 30」の取組状況

国と地方の協働・共創による地域における 2050 年脱炭素社会の実現に向けて設置された国・地方脱炭素実現会議で取りまとめられた「地域脱炭素ロードマップ」において、衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットとなる 30 項目の行動を「ゼロカーボンアクション 30」として整理されています。

環境省
Ministry of the Environment
令和4年度2月更新

ひとりひとりができること
**ゼロカーボン
アクション30**

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできることから取り組んでみましょう！

<p>エネルギーを節約・転換しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 再エネ電気への切り替え クールビズ・ウォームビズ 節電 節水 省エネ家電の導入 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 消費エネルギーの見える化 	<p>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの設置 ZEH (ゼッチ) 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 蓄電池 (家庭用蓄電池) ・省エネ給湯器の導入・設置 暮らしに木を取り入れる 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 働き方の工夫 	<p>CO2の少ない交通手段を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> スマートムーブ ゼロカーボン・ドライブ 	<p>食ロスをなくそう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 食事を食べ残さない 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 旬の食材、地元の食材でつくった残食を取り入れた健康な食生活 自宅でコンポスト
<p>環境保全活動に積極的に参加しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 植林やゴミ拾い等の活動 	<p>CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 脱炭素型の製品・サービスの選択 個人のESG投資 	<p>3R (リデュース、リユース、リサイクル)</p> <ol style="list-style-type: none"> 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 修理や修繕をする フリマ・シェアリング ゴミの分別処理 	<p>サステナブルなファッションを!</p> <ol style="list-style-type: none"> 今持っている服を長く大切に着る 長く着られる服をじっくり選ぶ 環境に配慮した服を選ぶ

出典：環境省ホームページ

それらの 30 の行動それぞれについて、「既実践している」「今後やりたい」「どちらでもない (実践の意志がない)」かを尋ねました。

結果として、大多数が既に取り組んでいる行動がある一方、それと同程度かやや多く実践の意志がない行動もあることが分かりました。

「既実践している」取組については、節電や節水などの節約につながる行動やごみを減らす行動が比較的上位になっており、既にその行動自体が日常生活に根付いていることが推測され、継続していくことが望まれます。

「今後やりたい」取組の上位については、「既実践している」行動と比較して、省エネ家電の導入や電気の切り替えなど、意識して選択や実践する必要がある行動が多く、実際に行動を起こす後押しとなる情報提供や支援等を講じていくことが重要であると考えられます。

「どちらでもない (実践の意志がない)」取組の上位については、住宅に関す

る項目が多くなっています。引っ越しや建替えといった限定的なタイミングにおける行動や費用負担が発生する行動は実践の意思が低い傾向にあります。それらの行動は設備導入や大幅な省エネを実施する有効な機会でもあるため、それぞれの機会を的確にとらえ、情報提供や支援等を講じていく必要があります。

なお、「今後やりたい」と答えた人はどの項目にもおり、具体的な脱炭素行動に対する共感・関心を広げ、自らの行動につなげるきっかけを提供することにより、実践割合を高めていくことが脱炭素社会の実現につながります。

第2章 計画の基本的事項

1 役割と位置づけ

(1) 根拠法令等

本計画の第3章から第5章までは、以下の法令に基づく計画としてそれぞれ位置付けます。

①第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】

- … 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項の
地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置付け
- … 小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例第7条の
再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画
として位置付け

②第4章 市役所としての脱炭素化施策【緩和策】

- … 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の
地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置付け
- … 小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例第7条の
再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画
として位置付け

③第5章 気候変動適応策

- … 気候変動適応法第12条の地域気候変動適応計画として位置付け

(2) 計画期間

令和4（2022）年度～令和12（2030）年度 ※令和7（2025）年度見直し
（毎年、取組の進行管理を行うとともに、社会経済の動向等を踏まえ必要に応じて計画の見直しを実施。）

(3) 目標年度及び二酸化炭素排出量に係る基準年度

長期目標年度 令和32（2050）年度

中期目標年度 令和12（2030）年度

二酸化炭素排出量に係る基準年度 平成25（2013）年度

(4) 計画における対象分野

本計画は、気候変動対策の脱炭素化（緩和策）と適応策を対象とします。



出典：「地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドライン
(平成 28 年 (2016 年) 8 月)」環境省

(5) 法令や他計画等との関係

本計画は、前述の根拠法令等に基づく計画として策定するとともに、「第 7 次小田原市総合計画」や「第 3 次小田原市環境基本計画」におけるまちづくりの大きな方針と整合性を図り、気候変動対策分野の個別計画として位置付けます。

また、本市は「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、SDGs¹⁹の理念を踏まえた持続可能な地域社会の実現に向けて各分野における取組を推進しています。このことを踏まえ、本計画において施策体系を示す第 3 章から第 5 章では、SDGs の 17 目標のうち、該当する目標の番号を記載します。

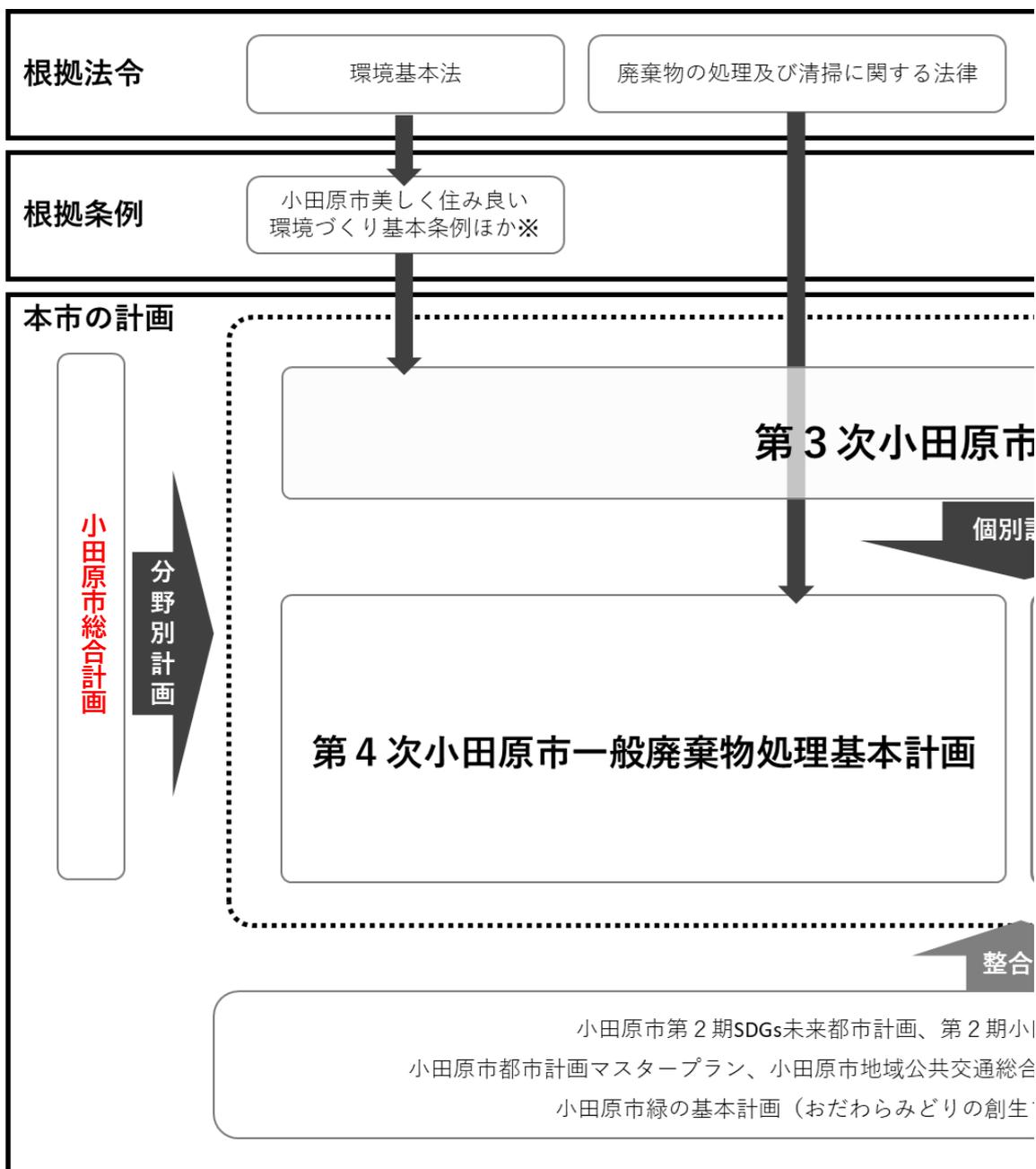
区域における気候変動対策の実効性・効果を強化していくため、温室効果ガス排出の削減等に関係のあるまちづくりや交通施策等の各行政計画と施策や目的の調和を図り、連携して気候変動対策に取り組みます。

更に、国や神奈川県の種類計画とも整合性を図るとともに、近隣市町村や関係団体等とも連携・協調して気候変動対策を推進します。

¹⁹ SDGs : Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。国連に加盟する 193 の全ての国が賛同して採択された、世界共通の開発目標で、「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現のため 17 の目標を定め、2030 年までの達成を目指している。

空白ページ

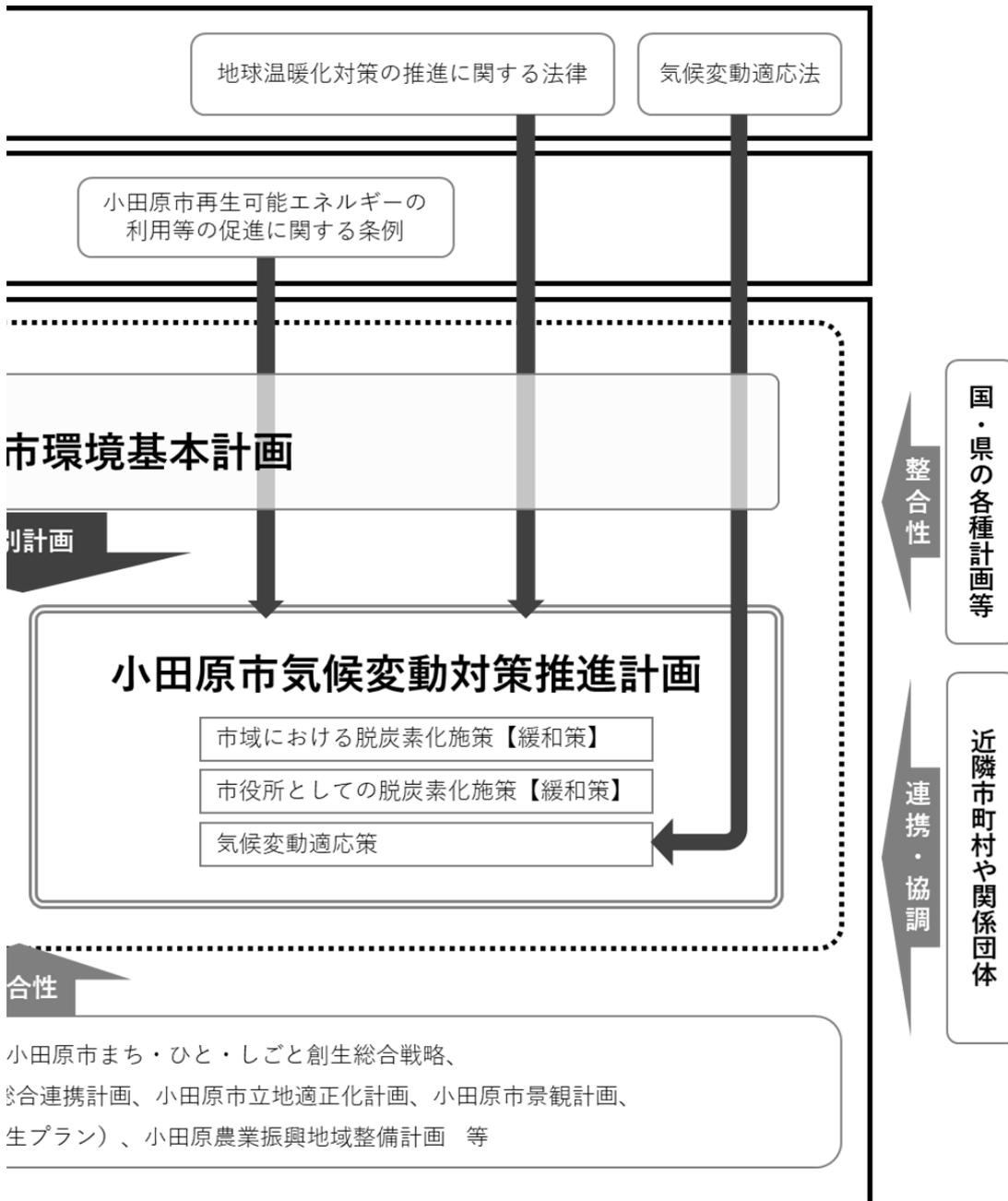
法令や他計画等との関係



※その他の条例

- ・小田原市緑と生き物を守り育てる条例
- ・小田原市豊かな地下水を守る条例
- ・小田原市廃棄物処理施設の設置等に関する条例

- ・小田原市きれいなまちと良
- ・小田原市廃棄物の減量化、



1 良好な生活環境をつくる条例
 2 資源化及び適正処理等に関する条例

2 小田原市域のエネルギー使用及び二酸化炭素排出の状況

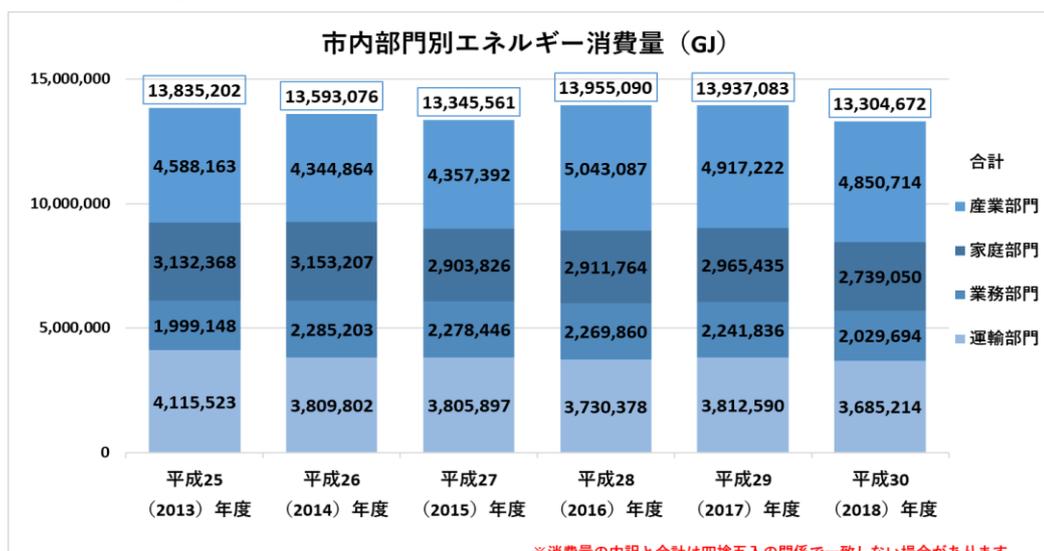
(1) 小田原市域のエネルギー使用の状況

①エネルギー消費量

生活や事業活動において消費される燃料の燃焼や供給された電気・熱の使用に伴って排出されるエネルギー起源の二酸化炭素は、排出量全体の大部分を占めます。市内のエネルギーの消費状況を部門別に見ると、直近のエネルギー消費量では、産業部門が最も多く、全体の4割近くを占めています。

主要な産業、業務、家庭部門のエネルギー消費量の推移を見ると、エネルギー消費量はほぼ横ばいですが、平成30(2018)年度の家庭部門におけるエネルギー消費量は2,739,050GJで、基準年である平成25(2013)年度の3,132,368GJと比較して約12.5%減少しており近年では最も少なくなっています。

核家族化が進む現在において世帯数は増加傾向にあり、一般的にはエネルギー消費の増加要因となるものの、省エネ技術の普及や、市民の行動変容・ライフスタイルの転換がエネルギー消費を抑え、家庭部門の削減につながっていることが考えられます。

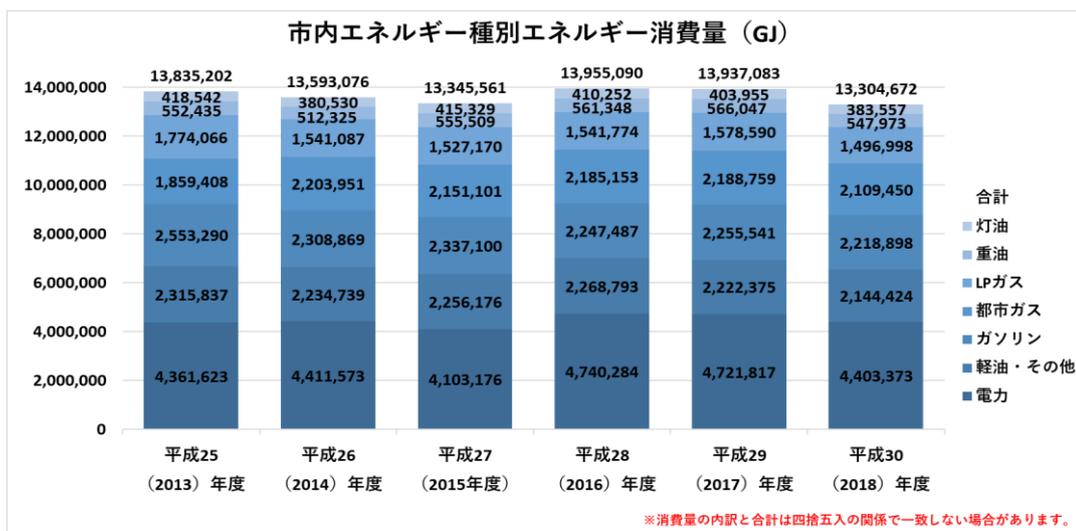


※産業部門は農林水産業などの第1次産業、製造業や建設業などの第2次産業を含む。

※業務部門は事務所ビル、スーパーマーケット、卸小売店、飲食店、学校、病院、公的機関を含む。

(産業・業務・家庭部門は、「小田原市環境基本計画・小田原市地球温暖化対策推進計画 令和3年度年次報告書<令和2年度実績>及び総括評価報告書」における二酸化炭素排出量の推計値から算出。運輸部門は国土交通省自動車燃料消費量調査、(一財)自動車検査登録情報協会自動車保有台数(過去の自動車保有台数)、小田原市統計要覧から算出)

消費されているエネルギーを種類ごとに見ると、平成30(2018)年度のエネルギー消費量は、多い順に電力、軽油、ガソリン、都市ガス、LPガス、重油、灯油となり、比率は基準年からほぼ変わらず推移しています。



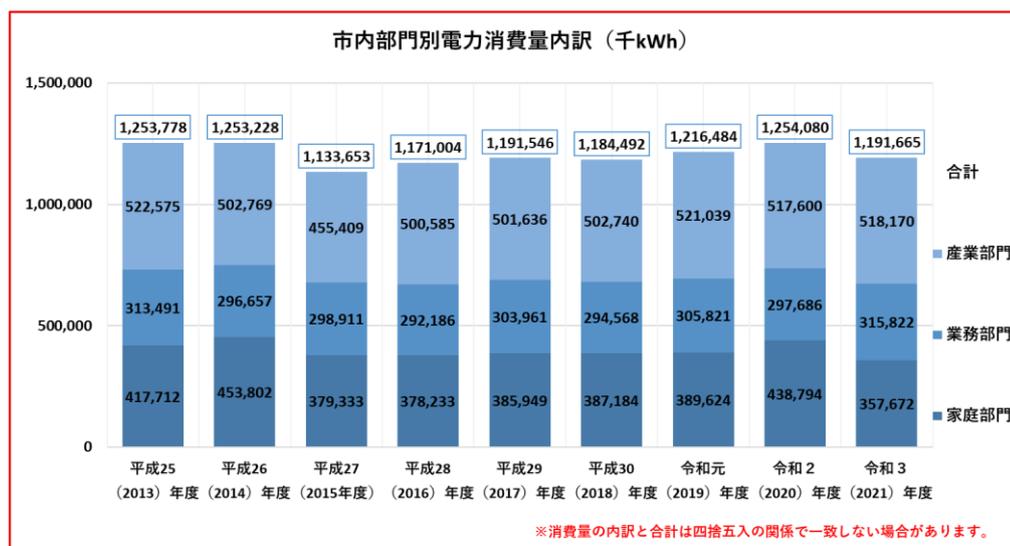
※産業部門は農林水産業などの第1次産業、製造業や建設業などの第2次産業を含む。

※業務部門は事務所ビル、スーパーマーケット、卸小売店、飲食店、学校、病院、公的機関を含む。

(産業・業務・家庭部門は、「小田原市環境基本計画・小田原市地球温暖化対策推進計画 令和3年度年次報告書<令和2年度実績>及び総括評価報告書」における二酸化炭素排出量の推計値から算出。運輸部門は国土交通省 自動車燃料消費量調査、(一財)自動車検査登録情報協会自動車保有台数(過去の自動車保有台数)、小田原市統計要覧から算出)

②電力消費の状況

エネルギー消費量の最も大きな割合を占めるのが電力で、平成30(2018)年度は全体のエネルギー消費量13,304,673GJに対して電力は4,403,373GJと、約33%を占めています。部門別では、最も大きな割合を占めるのが産業部門で40%強、次いで家庭部門が30%強、業務部門が25%前後となっており、全体の電力消費量が増減した場合もこの比率はほぼ変わらず推移しています。



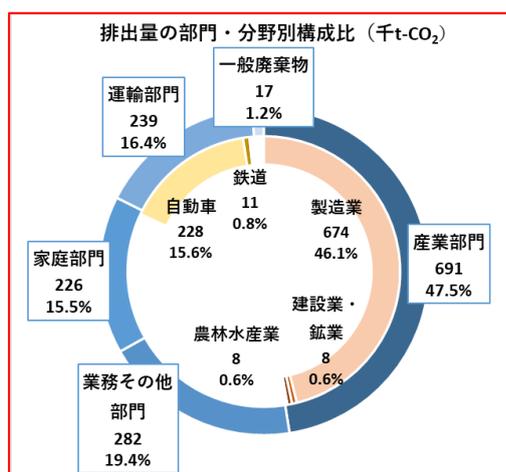
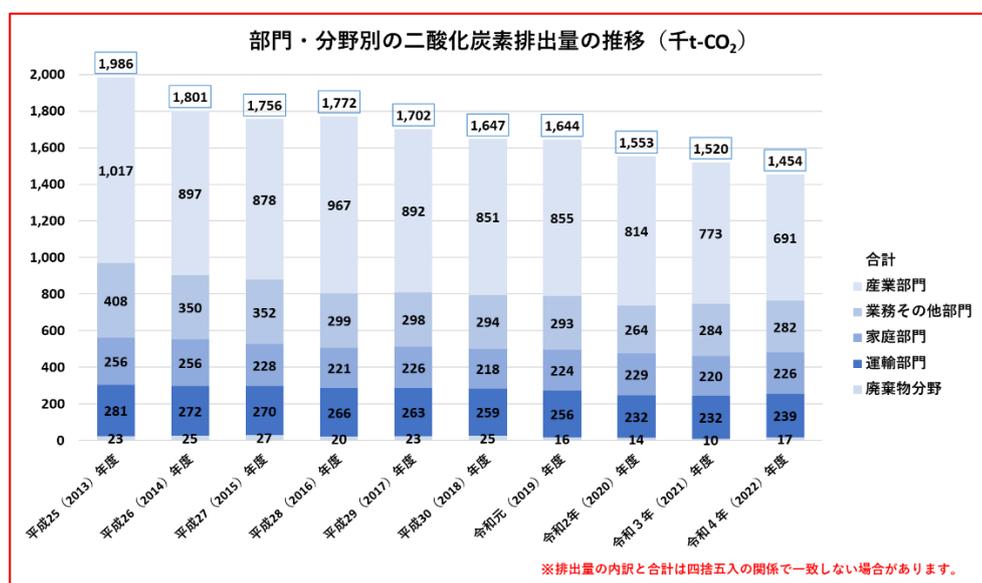
(「小田原市環境基本計画・小田原市地球温暖化対策推進計画 令和3年度年次報告書<令和2年度実績>及び総括評価報告書」における二酸化炭素排出量の推計値から算出。)

(2) 小田原市域の二酸化炭素排出の状況

本市のエネルギーの使用や廃棄物の焼却から発生する二酸化炭素の排出量の状況は、全体的な省エネ行動の定着化、電力の低炭素化に伴う電力由来の二酸化炭素排出量の減少や、人口減少などによって減少傾向にあります。

部門・分野別の二酸化炭素排出量（令和4年度実績）の構成比を見ると、本市の場合は産業部門が47.5%と約半分を占めています。次いで、業務その他部門19.4%、運輸部門16.4%、家庭部門15.5%となっており、廃棄物部門は1.2%と最も低い割合となっています。

また、排出量の部門・分野別構成比を見ると、産業部門のほとんどを製造業が占めており、運輸部門のほとんどは自動車となっています。



参考：環境省ホームページ『自治体排出量カルテ』（令和6年度時点情報取得）

（「地方公共団体実行計画（区域施策編）算定・実施マニュアル（算定手法編）」における標準的手法（全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法）による算出数値について、環境省が市区町村別に公表するもの）

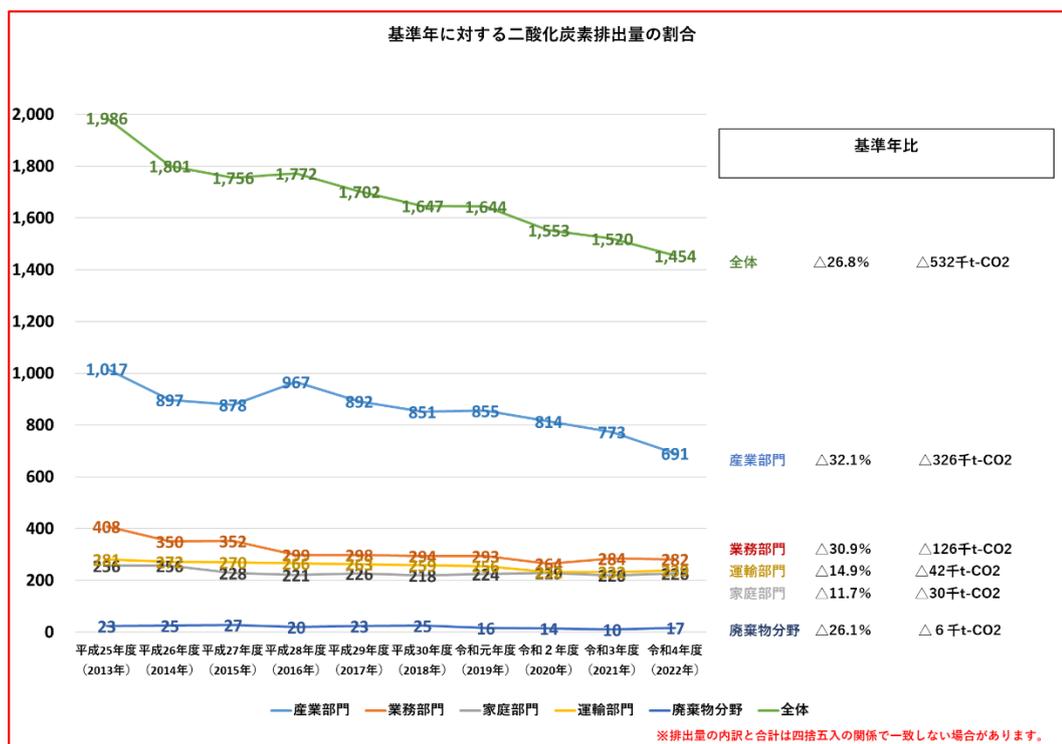
全体の二酸化炭素排出量は基準年である平成 25（2013）年度の 1,986 千 t に対し、令和 4（2022）年度の全体の排出量は 1,454 千 t- CO₂ と、532 千 t- CO₂ 削減され、26.8%の削減率となっています。

最も削減量が多いのは産業部門の 326 千 t- CO₂ で削減率は 32.1%です。排出量全体に占める割合が最も高い部門であるため、削減量の貢献も大きくなっています。

その他の削減量としては、業務部門で 126 千 t-CO₂・削減率 30.9%、運輸部門で 42 千 t-CO₂・削減率 14.9%、家庭部門で 30 千 t-CO₂・削減率 11.7%、廃棄物部門で 6 千 t-CO₂・削減率 26.1%となっています。

排出量全体に占める家庭部門の削減割合は低いですが、市民の行動変容やライフスタイルの転換はその他の分野への波及効果が高いと考えられるため、引き続き取組が重要です。

市域から発生する廃棄物起源の二酸化炭素は、市役所の廃棄物処理に伴う事務・事業における二酸化炭素排出量としても算入され、大きな割合を占めます。廃棄物起源の二酸化炭素は燃せるごみに混入したプラスチック類を焼却することによって発生するため、市民・事業者と協働して燃せるごみの排出抑制と分別を徹底していく必要があります。



3 計画の目標

(1) 全体目標

長期目標

2050 年度の目標

**2050 年度までに、二酸化炭素排出量実質ゼロの脱炭素社会を実現し、
気候変動に対応した持続可能なまちをつくります。**

本市では、**ゼロカーボンシティ**を表明したこと、国の 2050 年カーボンニュートラル宣言、「地域脱炭素ロードマップ」に掲げられた今後 5 年間の集中的な脱炭素化への取組、神奈川県「かながわ脱炭素ビジョン」に掲げられた脱炭素社会実現のための目指すべき姿等を踏まえ、長期目標として、2050 年度の目標をこのとおり掲げます。また、**長期目標に向かう過程においては、地球温暖化対策計画（令和 7（2025）年 2 月閣議決定）に位置付けられた 2035 年度目標 60%減及び 2040 年度目標 73%減（いずれも 2013 年度比）の目標達成を本市でも目指します。**

目指すべき 2050 年の長期目標の達成のため、バックキャスティング²⁰の考え方をもとに取組を進めることとし、次の 3 つの中期目標を設定します。これらの目標達成に向けた取組を着実に進めるとともに、社会的な動向や技術革新、気候変動対策に資する他分野の取組の進展などを見込み、中期目標の達成を目指します。

中期目標

2030 年度の目標

【脱炭素化】

2030 年度に、二酸化炭素排出量を 2013 年度比 50%削減

【再生可能エネルギー導入】

2030 年度に、市内の再生可能エネルギー導入量を 2019 年度の約 5 倍

【気候変動適応策】

2030 年度に、気候変動適応の認知度を 70%に向上

²⁰ バックキャスティング：目標を実現するための道筋を目標時点から現在に遡って描く手法のこと。

【脱炭素化】

国の「地球温暖化対策計画」において掲げられた目標（「2050年目標と統合的で野心的な目標として令和12（2030）年度に温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指し、更に、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」）や、本市の二酸化炭素排出量の実績（平成30（2018）年度時点で基準年である平成25（2013）年比約17.5%削減）、更に、本市の産業構造や気候等といった自然的・社会的条件を踏まえ、令和12（2030）年度の目標を「二酸化炭素排出量を平成25（2013）年度比50%削減」とします。

【再生可能エネルギー導入】

これまで本市が全国に先駆けて取り組んできた公民連携によるエネルギーマネジメント事業の進展、地域の特性を生かして取り組む対策・施策の成果等を見据えるとともに、更なる再エネ導入の促進施策等の実施を見込み、令和12（2030）年度の目標を「2030年度に、市内の再エネ導入量を2019年度（34千kW）の約5倍（150千kW）」とします。

【気候変動適応策】

気候変動への適応は、その緊急性や重要性を理解すること、それを常日頃から意識し、自らの生命や財産を守るための行動につなげていくことがまずは重要です。

既に各分野において取り組まれている市民の健康や安全、快適なまちづくりに資する事業等を着実に継続することで適応策としての効果を得ることとし、本計画ではそれらを適応策の視点に立って周知・意識啓発を行い、その認知度を高めることを目指します。

(2) 基本方針

長期目標及び中期目標を達成するための基本方針を次のとおり定めます。

基本方針

**地球温暖化と社会課題の同時解決に向けて、
公民連携により脱炭素化に取り組みます。**

地球温暖化の状況はもはや猶予のない段階にきています。持続可能な社会の構築を目指すにあたり、地球温暖化は地域の活性化や人口減少といった地域の様々な社会課題の1つであり、脱炭素化はそれらを同時解決するための有効な手段です。

ゼロカーボンシティの達成や、令和2（2020）年10月の「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」²¹による取組などを一層加速させ、地域全体が地球温暖化問題に関心を持ち、行動に移し、一丸となって脱炭素社会の構築に取り組むことが不可欠です。

更に、今後、加速度的に再エネの導入が進む社会を見据え、地域全体でエネルギー需給を制御することで面的な全体最適化を行う新たな地域エネルギーマネジメントシステムを構築し、真にエネルギーの地産地消を実現することを目指して取り組みます。これに伴い使用の急増が見込まれる再エネ設備については、製造・使用・廃棄といったライフサイクル全体でカーボンニュートラルを実現することが重要であり、関係法令等に基づいて適切な環境配慮が講じられるよう周知等に努めます。

また、市内の二酸化炭素排出量の実状に基づき、具体的な削減対策を提示する「エネルギーアクションプラン（仮称）」を公民連携によって策定し、需要家による排出量削減に繋がるよう努めます。

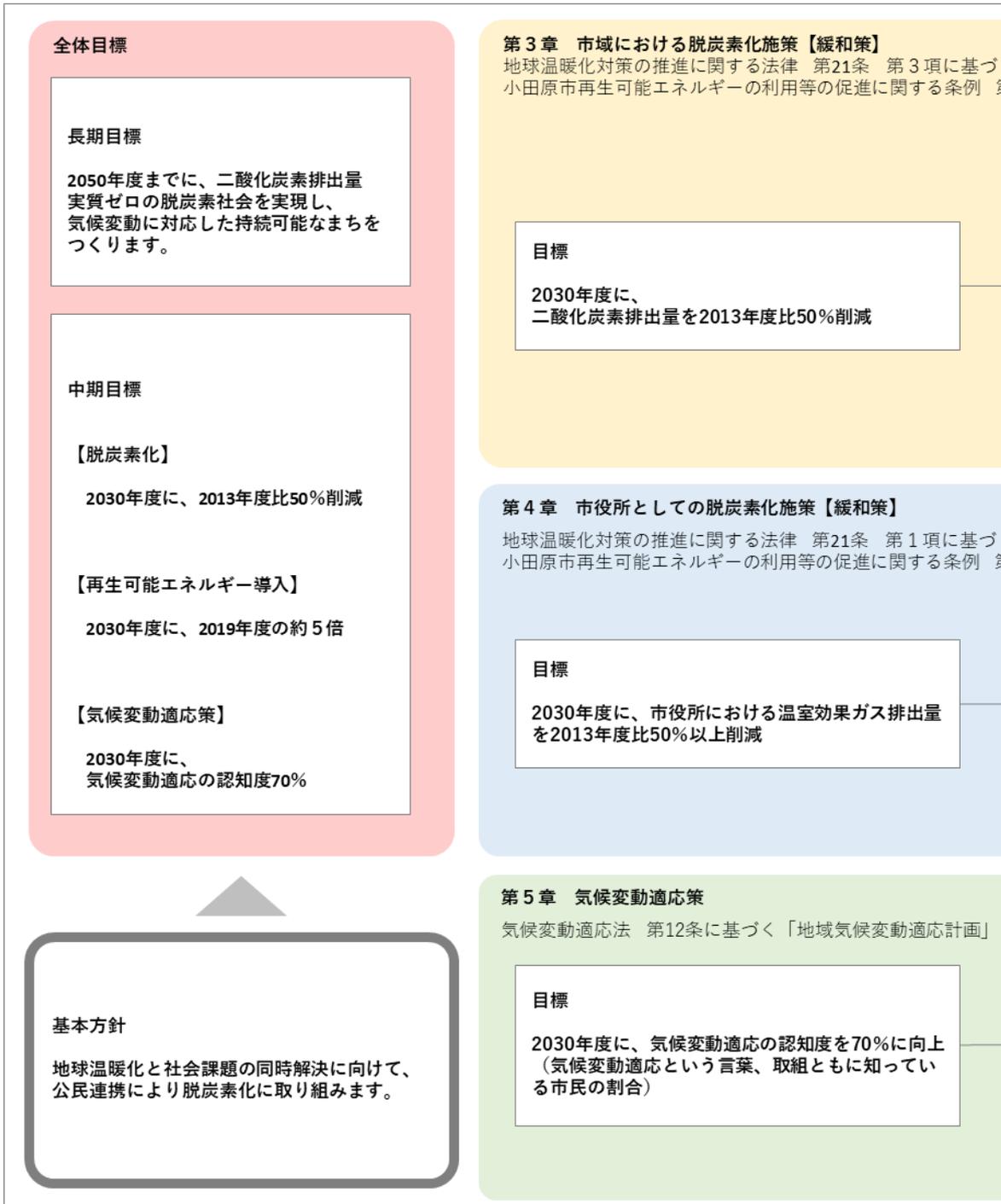
2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて、脱炭素化を地域の活性化や成長戦略の1つと捉え、公民連携のもと、取り得る限りの緩和策や適応策を実施します。

²¹ 「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」：令和2（2020）年10月27日に、小田原市、箱根町の両首長、両議会議員、両自治会組織、小田原箱根商工会議所の7団体が共同で宣言。本市は、平時から災害時を見据えた取組や再生可能エネルギーを活用した持続可能な地域社会の実現、企業や次世代に向けたSDGsの普及啓発などを実施しており、公民連携をさらに加速させ、経済と環境の好循環をつくりだしていくこととしている。

空白ページ

4 計画の体系

本計画の目標や基本方針、根拠法令に即して、本計画の内容を次のとおりの体系に取りまとめました。



づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」
第7条に基づく「小田原市エネルギー計画」

施策	施策 1 再生可能エネルギーの導入促進	施策 6 情報提供や 意識啓発の実施 【全施策共通】
	施策 2 省エネルギー等の環境配慮行動の促進	
	施策 3 脱炭素型のまちづくり	
	施策 4 省資源・循環型社会に向けた脱炭素化の推進	
	施策 5 吸収源対策	

づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」
第7条に基づく「小田原市エネルギー計画」

施策	施策 1 公共施設への再生可能エネルギーの導入拡大
	施策 2 公共施設の省エネルギーの推進
	施策 3 公用車の電動化
	施策 4 事務・事業における環境に配慮した取組

取組	分野 1 農林水産業
	分野 2 水環境・水資源
	分野 3 自然生態系
	分野 4 自然災害
	分野 5 健康
	分野 6 まちづくり
	分野 7 生活・文化

第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】



1 基本的考え方

本章は、温対法第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」第7条に基づく「再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画」として位置付けます。

地球温暖化の問題は社会経済活動や国民生活全般に深く関わっているため、地域におけるすべての主体が参加・連携して取り組むことが必要となります。

国の「第6次環境基本計画」で示される「地域循環共生圏の構築」は、地域における環境・経済・社会に関する様々な課題の統合的な解決を目指すもので、気候変動対策においてもこの考え方を踏まえ、複数の課題の同時解決を図る統合的アプローチとして取り組み、コベネフィット²²の追求をしていくことが重要です。コベネフィットの追求には地域内外の様々な分野のステークホルダー²³が連携していく必要があります。例えば、再エネの導入といった地域の脱炭素化に資する事業の開発から運用のそれぞれのフェーズにおいて、資金及び事業面での地域内外のステークホルダーによる参画が必要であり、その中で地域への経済的・社会的便益を生むためには、外部からの資金や技術を巻き込みつつも、地域主体で開発・運営を行うことが重要です。その際、直接効果・間接効果が地域に還元されることにより、地域の社会課題との同時解決につながります。

また、温対法第21条第3項第5号において、施策の実施に関する目標を新たに定めるものとされました。これは、市域において緩和策を計画的に促進するため、義務的記載事項として追加されたものです。この趣旨に基づき、施策ごとに目標を設定しました。

なお、本章における対策の対象は次のとおりです。

【対象とする範囲】

本市の地理的な境界内における人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することによる排出行動を対象とします。

また、区域外への貢献という観点から、地理的な行政区域外の温室効果ガス排出量についても考慮し、製品・サービスのライフサイクル全体の二酸化炭素削減や、区域

²² コベネフィット：1つの政策、戦略、又は行動計画の成果から生まれる、複数の利益のこと。

²³ ステークホルダー：行政・企業・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者を指す。

内外に対して有効であると考えられる気候変動対策への連携、脱炭素化に寄与する様々な制度等の普及啓発等を実施することも重要であるとします。

【対策及び算定の対象とする温室効果ガス】

原則としてエネルギー起源の二酸化炭素及び廃棄物起源の二酸化炭素とします。

二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、対策の対象から除外するものではないものの、排出の要因となる活動が限定的であること、公的な統計等が整備されておらず独自の推計手法も確立されていないこと、その影響の程度等から、活動の状況や統計等の基礎資料の整備や、気候変動対策の推進と併せて推計の必要性を検討していきます。

2 市域の脱炭素化目標

2030 年度に、二酸化炭素排出量を 2013 年度比 50%削減

基準：	2013 年度	1,986 千 t-CO ₂	(100.0%)
実績：	2022 年度	1,454 千 t-CO ₂	(△26.8%)
目標：	2030 年度	993 千 t-CO ₂	(△50%)

市域における脱炭素化の目標は、二酸化炭素排出量の削減率の達成を位置付けます。

最新の二酸化炭素排出量の実績値は令和 4 (2022) 年度において 1,454 千 t-CO₂で、基準年である平成 25 (2013) 年度の 1,986 千 t-CO₂と比べて、532 千 t-CO₂が削減されています。9 年間で約 26.8%の削減を達成しており、この削減ペースの維持に努めることで目標の達成を見込みます。

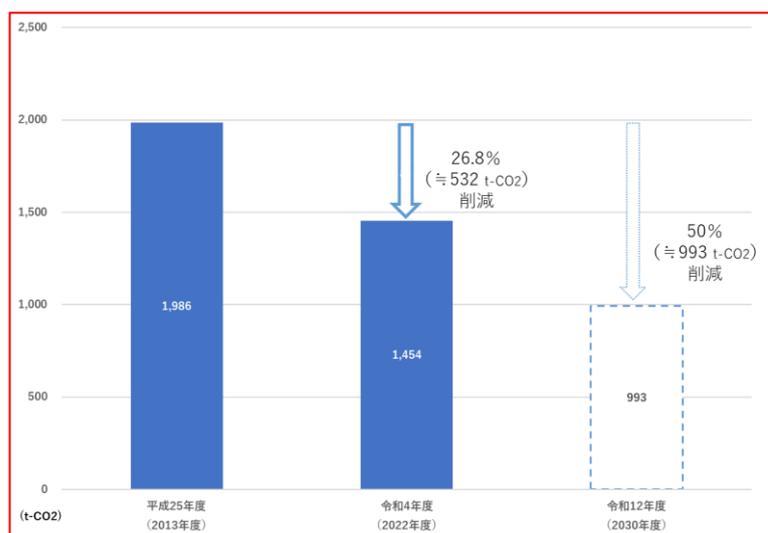
更に、本市の産業構造は、二酸化炭素排出量の削減が難しいとされている産業部門に類する事業者が少なく、本市の特性を見ても他の地域と比較して特別な対策を講じなければならぬということはないという自然的・社会的条件を踏まえ、国や神奈川県における令和 12 (2030) 年度の目標やそれを目指す施策の実施と、本市独自に上乗せして実施する施策の実施等を見込み、令和 12 (2030) 年度の目標を「二酸化炭素排出量を平成 25 (2013) 年度比 50%削減」とします。

なお、二酸化炭素排出量は、環境省が毎年度公表する「自治体排出量カルテ」(「地方公共団体実行計画(区域施策編)算定・実施マニュアル(算定手法編)」における標準的手法(全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法))により把握し、削減率等を算出します。

【温室効果ガスの削減状況】

令和4（2022）年度までの、本市における温室効果ガス削減実績を見ると、目標に対し順調な減少傾向（オントラック）を継続できています。

一方で、2030年度カーボンハーフ及び2050年度カーボンニュートラルの実現に向けては、再エネ・省エネ設備の導入等の一層の推進が必要であり、これまで以上の全市的な取組が求められます。



参考：環境省ホームページ『自治体排出量カルテ』（令和7年度時点情報取得）

3 具体的な施策

本市の特性や地域の自然的社会的条件を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減が特に期待される施策を実施します。

施策については、温対法における温室効果ガスの排出の削減等を行うための施策に関する事項に沿うものとし、5つの分野ごとに実施します。加えて、各分野の施策を進めるに当たって、基盤となる情報提供や意識啓発等を施策6 情報提供や意識啓発の実施（全施策共通）と位置づけます。

施策1 再生可能エネルギーの導入促進

【目標】

2030年度に、市内の再生可能エネルギー導入量^{*}を2019年度の約5倍

基準：2019年度 34千kW

実績：2024年度 45千kW

目標：2030年度 150千kW（約5倍）

^{*}市補助金実績、市有施設発電能力及び市内FIT導入量（資源エネルギー庁公表資料）による

【取組方針】

「第7次小田原市総合計画」に掲げる環境・エネルギー分野の目標を達成するため、市内建物のうち設置可能な屋根のおおよそ3分の1程度に太陽光発電設備の導入を目指します。

また、温対法に位置づけられた地域脱炭素化促進事業等の制度や、ペロブスカイト太陽光電池等の新技術も活用し、目標に向けて加速度的に太陽光発電設備の導入を促します。

なお、平成24（2012）年の固定価格買取制度（FIT）²⁴導入以降、加速度的に増加した太陽光発電設備の寿命は2040年頃にピークを迎えることが予想されていますが、その際に大量に排出される廃パネルが適正に処理されるよう、国における法制度整備及び再資源化事業者の動向を注視し、遅滞なく対応します。

再エネの導入促進に当たっては、3つの視点をもって公民連携によるエネルギーマネジメントに取り組みます。

①公民連携による脱炭素型ビジネスの創出・促進

再エネの加速度的な拡大には、地域内外の様々な主体による自立的な取組を地域に実装していくことが不可欠であるため、公民連携を強化し、脱炭素社会に適合した、脱炭素型のビジネス創出と促進を図ります。

②地域資源の最大活用と全体最適エネルギーマネジメントによる好循環創出

再エネや蓄電池等の量的拡大による個別拠点での脱炭素化に加え、地域に点在する再エネ等を束ねることで、地域全体で効果的に地域資源を最大限活用する全体最適のエネルギーマネジメントの仕組みを構築し、「ヒト・モノ・カネ・情報」の好循環創出を図ります。

③エネルギーの地産地消と平時・非常時のレジリエンス強化

エネルギーの地産地消の促進は、持続可能なまちづくりに向けた手段のひとつであるため、再エネの導入拡大とともに効率的な地産地消を進めるために不可欠な蓄電池、電気自動車等が非常時のレジリエンス²⁵強化にも貢献するよう、有効活用を図ります。

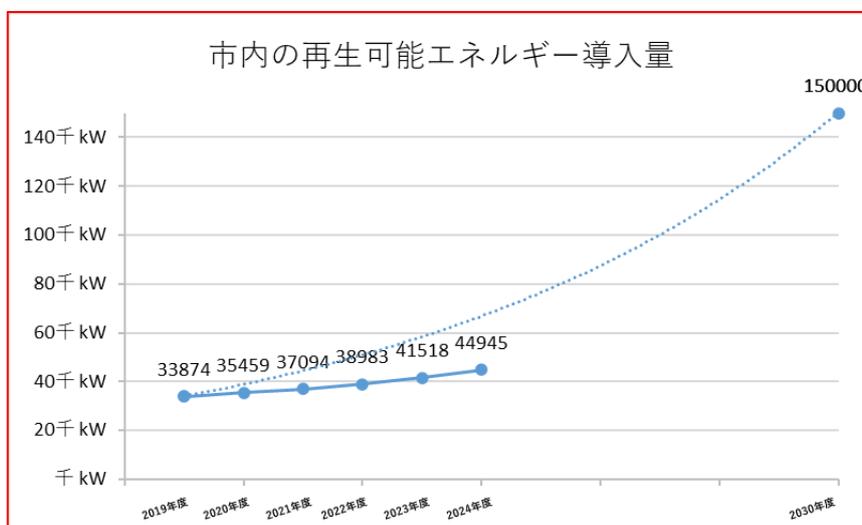
【再生可能エネルギーの導入状況】

本市における再エネの導入状況（令和6（2024）年度実績）は、合計44,945kWhとなっており、目標として掲げる150,000kWhに対して低調です。

²⁴ 固定価格買取制度（FIT）：再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が保証する制度であり、電力会社が買い取る費用の一部を再エネ賦課金として電気利用者から徴収し、再生可能エネルギーの導入を支えることを目的としている。

²⁵ レジリエンス：強靭さや回復力を意味し、災害などの困難な状況から立ち上がる力のこと。

そのため、目標の達成に向けて、再エネの導入促進施策をこれまで以上に強化していく必要があります。



※資源エネルギー庁による「再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報」及び公共施設自家消費分、市補助実績等により作成

【取組】

〔再エネ導入への支援〕

■相談相手の見える化

小田原市太陽光発電設備販売・施工事業者登録制度により、市内で太陽光発電設備を販売・施工できる事業者を一覧化し、紹介します。

■簡易シミュレーションの提示

太陽光発電を設置した場合の収支、二酸化炭素排出量削減等の効果を簡易にシミュレーションできるよう支援します。

■地域共生型再エネ事業²⁶・地域裨益型再エネ事業²⁷の推進

小田原市地域脱炭素化促進事業等により、再エネ発電設備設置者が地域との円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮することに加え、地域のメリットにもつながる再エネ事業を推進します。

■設備導入に対する資金支援

国の交付金も活用した補助金及び「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」に基づく奨励金の交付により、市民や民間事業者の設備導入を支援します。

²⁶ 地域共生型再エネ事業：地域との合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー導入事業のこと。

²⁷ 地域裨益型再エネ事業：稼働で得られた収益が地域に還元され、存在が地域の利益となる再生可能エネルギー導入事業のこと。

〔再エネの導入場所別の取組〕

■住宅

住宅新築時における屋根置き型の太陽光発電設備等の再エネ導入検討の機会を捉え、関係部署と連携・協力して窓口での資料提供や情報発信などを行うほか、新築・増築等においては建築主に対し環境的・経済的メリットとともに再エネ導入について建築士が説明を行うよう促します。また、既存住宅等への屋根置き型の太陽光発電設備等の設置促進については、国や神奈川県と連携して相談を受け付ける機会を設けます。

建築士や販売・施工事業者等への普及啓発については、建築分野の関連部局や事業者と連携し、屋根置き型の太陽光発電設備等の設置技術や知識の習得を促すことや、パネルの設置のほか、処分の相談など各事業者が対応可能な情報を登録する市独自の販売・施工事業者登録制度を設けることにより、住宅や建物の供給側からの再エネ導入を促すほか、リフォーム助成制度や災害時のレジリエンス向上などの取組と連携した周知を実施します。

なお、再エネ設備の設置に当たっては、土地や建物が持つポテンシャルに対して最大限設置することに加え、自家消費率の向上と、電力地産地消プラットフォームを介した余剰電力の市内需要家への供給、非常時の緊急電源としての供給ができるよう、導入支援を行います。

■事業所

新築建築物については、建設の際に再エネや省エネの取組の検討を促すため、開発許可申請の機会を捉え、関係部署と連携・協力して窓口での資料提供や情報発信などを行うほか、新築・増築等においては建築主に対し環境的・経済的メリットとともに再エネ導入について建築士が説明を行うよう促します。

既築建築物については、中小企業を含む市内の事業所に対し、再エネや省エネの取組を周知します。また、地域の工場等に導入される産業用蓄電池を活用したエネルギーマネジメント事業に取り組みます。

■農地

農業の持続可能性及び多面的価値（耕作放棄地の活用、周辺環境・生物多様性への配慮等）を重視した営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）を促進することとし、手続き面・資金面での支援を行うとともに、ソーラーシェアリングの必要性、事例等の市内周知を行います。

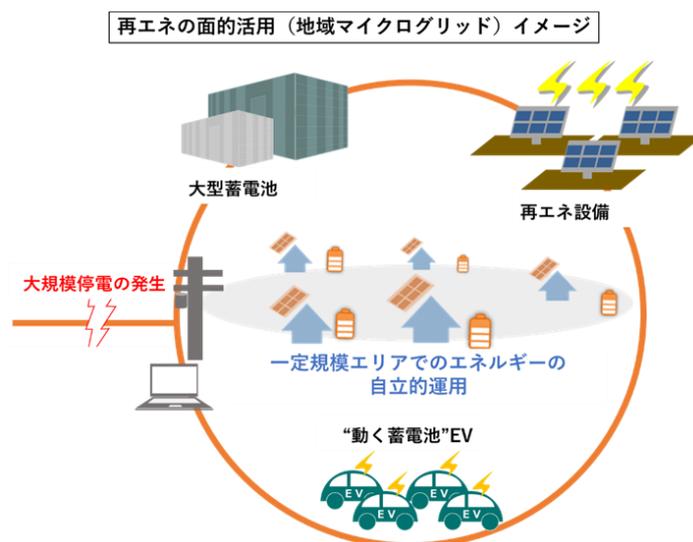
■その他の利用可能な場所

住宅や建築物、農地に限らず、空き地、駐車場その他の利用可能な土地や空間にも地域への適切な配慮がなされながら再エネが導入されるよう促します。

〔エネルギーマネジメント〕

■地域マイクログリッド

一定規模のエリアで面的にエネルギーを活用することを前提とした再エネ設備や蓄電池、電気自動車等の導入により、災害等において当該エリアでの自立的運用を行うエネルギーシステムである地域マイクログリッドを維持・運営します。



■電力地産地消プラットフォーム

エネルギー地産地消の必要性を共有する関係事業者との公民連携により、小田原市内で発生する余剰電力を取引するとともに市内に設置されている蓄電池等を活用して電力の需要と供給を調整する機能を有する電力地産地消プラットフォームを構築・運営します。



〔公民連携〕

■事業者への周知拡大

地域新電力、商工会議所、地域金融機関等と連携して、再エネ導入の必要性、事例、支援制度等の周知を拡大します。

■環境価値の創出

住宅等で発電された太陽光発電由来の電気が使われた際の環境価値を有効活用するため、価値の創出と循環の仕組みを構築し、二酸化炭素排出量の見える化と同時に地産の環境価値で脱炭素化を図ります。

■太陽光以外の再生可能エネルギー設備の導入に向けた検討

太陽光以外の風力、水力、地熱、バイオマスといった再エネによる発電や、地中熱利用などについても可能性を検討します。

<地域脱炭素化促進事業の促進>

① 地域脱炭素化促進事業とは

温対法では、地域の地球温暖化対策に係る計画の策定において、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める際に、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることが盛り込まれました。

地域脱炭素化促進事業は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものです。

地域脱炭素促進事業の促進に当たっては、地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、環境保全に係るルールに則って、促進区域等を設定します。その際、市町村が定める基準に適合する事業を認定することで利用可能となる特例も設けられています。

② 基本方針

本市では、「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」に基づき、市内で実施される再エネ導入事業であって、

- ・ 広く市民が参加して実施される
- ・ 地域の防災対策の推進に資する
- ・ 地域の経済の活性化に資する
- ・ 継続することができる見込みがある

といった要件を満たす事業を「市民参加型再生可能エネルギー事業」として認定・奨励してきたことを引き継ぎ、本制度においても当該条例の趣旨に則った事業を促進します。

促進に当たっては、本計画における再エネ導入の目標である「2030 年度に約 5 倍」や「市内建物のうち設置可能な屋根のおおよそ 3 分の 1 程度に太陽光発電設備を導入」などを踏まえ、対象となる区域を原則として市街化区域とし、導入を促進する再エネの種類及び規模を「太陽光発電」であって、個別の事業ごとに「神奈川県環境影響評価条例」の対象要件を下回る 8,000kW 未満とします。

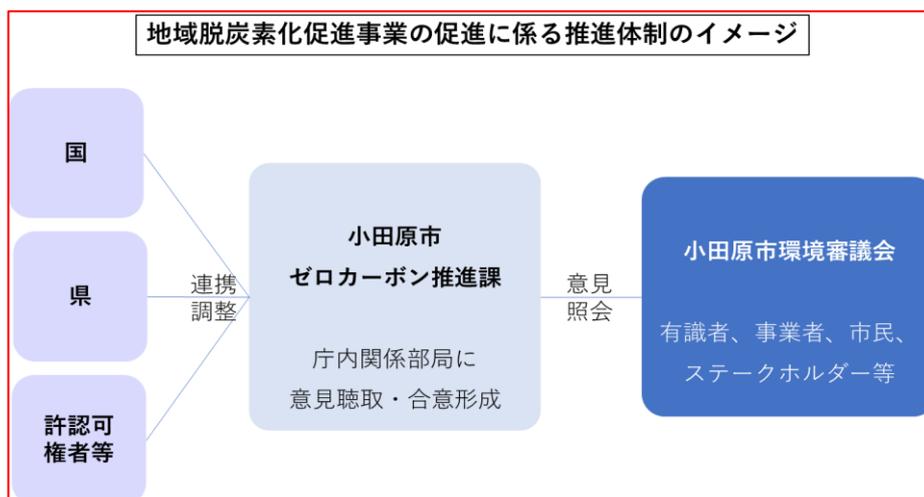
これらの本市にとって望ましい再エネ導入の在り方を提示し積極的に周知することで、認定を前提とした地域脱炭素化促進事業や促進区域内の事業に限らず、幅広い地域共生型の再エネ導入事業が展開されることを期待します。

<p>【地上設置の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○騒音への措置 ○土地の安定性への影響に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域、自然斜面に設置する場合の適切な対処 宅地造成工事規制区域において、切土・盛土を行う場合の適切な対処 ○反射光対策 ○生態系への影響に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> 植生自然度の高い地区、特定植物群落、巨樹・巨木林、「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」に基づく保存樹及び保存樹林、保安林、鳥獣保護区、里地里山保全等地域、市が行う自然環境調査等の結果に基づく重要な地点 ○埋蔵文化財等への配慮
<p>6 事業における地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組</p> <p>「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を踏まえ、以下のいずれかの取組を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広く市民が参加して実施されること ○地域の防災対策の推進に資すること ○地域の経済の活性化に資すること

④ 推進体制

地域脱炭素化促進事業の促進にあたっては、ゼロカーボン推進課が庁内関係部局に対して地域脱炭素化促進事業に関する意見聴取や合意形成等を図るとともに、国や神奈川県、必要な許認可権者等との連携・調整を行います。

また事業の認定に際しては、小田原市環境審議会において、温対法における地方公共団体実行計画協議会に準じて協議します。



⑤ 「小田原市地域脱炭素化促進事業ガイドライン」に則った事業認定

基本方針及び推進体制に基づく地域脱炭素化促進事業の申請・認定に係る詳細な手続きについては、「小田原市地域脱炭素化促進事業ガイドライン」に則って行うものとします。

ガイドラインは国のマニュアルや温対法の改定等に合わせ、適宜改定を加えるものとします。

施策2 省エネルギー等の環境配慮行動の促進

【目標】

【家庭】

2030年度までに、長期優良住宅等認定数[※]の累計を2,800件に増加

基準： -

実績：2024年度 755件

目標：2030年度 2,800件

※令和4年度以降に認定された長期優良住宅、低炭素住宅、省エネ性能向上計画の累計認定数

【事業所】

2030年度までに、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度における達成事業所を200以上創出

基準： -

実績：2024年度 0事業所

目標：2030年度 200事業所

【取組方針】

事業活動や日常生活のあらゆる機会において環境に配慮した行動の選択を促します。

住宅や事業所についてはZEH・ZEB²⁸化を促進し、新築時や改修時といった適切な機会を捉えた意識啓発等のため、関係部署との連携を強化するとともに、需要と供給の両面からアプローチを図ります。

また省エネ対策のほか、使用する電力は再エネ由来の電力とすることを原則として、その実践を促進します。

²⁸ ZEH・ZEB：ZEHはNet Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称。ZEBはNet Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅や建築物のこと。

【取組】

〔市民向けの取組〕

■省エネ性能に優れた家電等の導入促進

各家庭で一般的に使用される家電のうち、エアコンであれば古い機器から高効率機器へ、照明であれば白熱電灯や蛍光灯等から LED への交換や自動調光制御機能によって、エネルギー利用量・二酸化炭素排出量の削減が期待できます。

このような日常生活におけるエネルギー削減のため、省エネ性能の高い家電等への買い替えなどを促進します。

■ZEH をはじめとした戸建て住宅の省エネ化

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、令和 7 (2025) 年 4 月からはすべての新築住宅に対し、省エネ基準への適合が義務化されており、2030 年までには最低水準が ZEH 水準にまで引き上げられる見込みです。

このような国の制度改定も踏まえ、断熱や高効率設備によるエネルギー利用量・二酸化炭素排出量削減と、住環境の快適性向上の両立が期待できる、住宅の ZEH 化を推進します。既存住宅においても、壁材や窓の断熱改修を推進します。

■ライフスタイルの転換を促すための普及啓発

地球温暖化防止の意識を行動に転換するための情報提供として、市公式サイトや広報ツールを活用し、各ライフステージに訴求する普及啓発を実施します。

家庭における温室効果ガスの削減に資する対策について、周知・促進し、「ゼロカーボンアクション 30」や「デコ活」などの実践につなげるための普及啓発を実施します。

〔事業者向けの取組〕

■省エネ設備の導入に対する支援

事業で使用する設備はエネルギー消費が大きく、従来の設備から更新することで、エネルギー利用量・二酸化炭素排出量の削減については労働環境の改善に繋がることが期待されます。そのため市内の事業者が環境に配慮した取組の一環として実施する、省エネ設備の導入等を促進します。

■ZEB をはじめとした事業所の省エネ化

住宅以外の建築物においても、遅くとも 2030 年度までには、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律における最低水準が ZEB 水準にまで引き上げられる見込みであるなどの動向を注視しつつ、事業所の ZEB 化を推進します。

■省エネ診断の受診の促進

専門家がコスト削減や設備機器の更新、活用可能な補助金などについて提案する省エネ診断の受診を促進し、事業者毎に最適な省エネ化の取組を促します。

■電力使用に伴う二酸化炭素排出量削減の推進

事業者が再エネ電力調達又はグリーン電力証書や J-クレジット²⁹を活用し、電力使用に伴う二酸化炭素排出量を削減する取組を、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度により推進し、環境価値を重視する事業者を支援します。

■より環境負荷の低い熱の使用の促進

事業活動では、大規模な空調、給湯等の設備により熱利用が行われ、結果多くのエネルギー消費と二酸化炭素排出量に繋がっているケースも存在します。そのため二酸化炭素排出係数がより低い熱源に転換等することで、環境負荷の低減に資するよう促します。

■地域における温室効果ガス削減対策との協調

市や市民団体等が実施している温室効果ガス削減対策に資する活動と協調し、商品やサービスの提供方法の見直しや地球温暖化防止に配慮した事業活動が経済的・社会的なインセンティブとなるよう、仕組みづくりを進めます。

■「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づくエネルギー使用量の削減対策の促進

大規模事業者については、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)」に基づく削減対策を通じて、事業者の特性・状況に応じた自主的かつ計画的な取組を促進します。

中小規模事業者については、省エネ対策の事例や国・神奈川県等の助成制度の紹介等を通じて、対策の実施を促します。

■「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づく取組の促進

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)」に基づき、新築等において、エネルギー消費性能基準への適合義務及び適合性判定義務が課されたことを通じて省エネへの措置について取組が進められることから、こうした取組の周知などにより社会的なインセンティブ³⁰となるように努めます。

■「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づく計画書制度の実施(任意含む。)

本制度と協調して、地域における温室効果ガスの削減等への貢献を促します。

²⁹ J-クレジット：省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと。

³⁰ インセンティブ：動機付けや報酬を意味し、意欲を引き出す刺激のこと。

〔公民連携〕

■市内に供給される都市ガスの脱炭素化

第7次エネルギー基本計画に位置付けられた2030年度までのガスの5%カーボンフリー化目標を、市内の都市ガス事業者と連携し、本市に供給される都市ガスにおいても実現するための取組を促進します。

■エネルギーアクションプラン（仮称）の策定

市内業務用施設、家庭からの二酸化炭素排出量削減に向けた具体的な対策を提示することを目的にエネルギーアクションプラン（仮称）を策定します。

エネルギーアクションプラン（仮称）の構成案

1. 市内のCO2排出及びエネルギー消費の現状把握
2. 市内のCO2排出及びエネルギー消費の傾向分析
3. 市内のCO2排出量及びエネルギー消費量の削減ポテンシャルと効果的な対策の提示

施策3 脱炭素型のまちづくり

【目標】

2030年度に、市内登録乗用自動車台数の約10%を電気自動車に代替

基準：2020年度 291台（0.33%）

実績：2023年度 611台（0.68%）

目標：2030年度 約9,000台※（10%）

県及び市の自動車登録台数より、本市に登録されている電気自動車の台数を把握

※2030年度における乗用車の予想台数（90,000台）の10%

【取組方針】

都市・地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積の増減等を通じて、中長期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けます。

今後の人口減少・少子高齢化に対応する「コンパクト・プラス・ネットワーク³¹」の考えを基本としたまちづくりとともに、エネルギーマネジメントや非常時の電源としても活用可能な電気自動車をはじめとする、環境負荷の低い電動車³²の普及や公共交通機関の利用促進、緑化の促進等といった温室効果ガスの削減に関する他分野の施策とも調和を図りながら、行政、住民、民間事業者が一体となって取り組みます。

³¹ コンパクト・プラス・ネットワーク：人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

³² 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を指す。

【取組】

〔電気自動車の普及〕

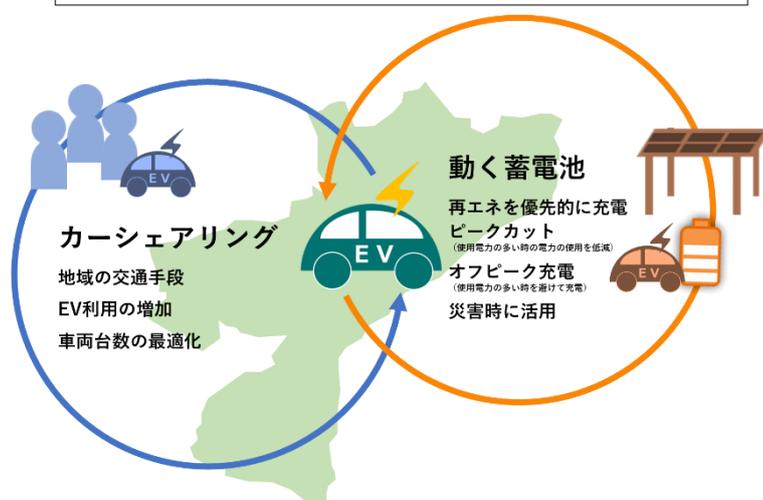
■電気自動車の導入に対する支援

電気自動車の普及の基盤を構築するため、電気自動車や充放電設備（V2H³³）の導入に対する補助制度を設置します。

■カーシェアリング事業の促進

電気自動車を動く蓄電池と見立てたエネルギーマネジメント事業によるカーシェアリング³⁴を推進します。

地域エネルギーマネジメントモデル事業によるカーシェアリングのイメージ



■「EV 宿場町」の実現に向けた取組

電気自動車が市内を日常的に走行する「EV 宿場町」の実現を目指し、2023年8月に小田原市及び関係事業者で立ち上げた「EV 宿場町コンソーシアム」において、電気自動車・充電設備の導入（ハード）のみならず、電力需給状況に応じた電気自動車の充放電及び、充電をトリガーとした立寄観光を促進する仕組み作り（ソフト）に取り組めます。

〔脱炭素先行地域の実現〕

脱炭素を起点とした中心市街地の価値向上と地域経済の好循環の創出をテーマに、地産再エネや電気自動車などの地域資源を最大限活用し、配電網レベルでの需給バランスの確保と電力の地産地消の促進に取り組むことで、2030年度までに次の2つのエリアで脱炭素先行地域を実現します。また実施過程を含めて得られた知

³³ V2H：“Vehicle to Home”の略称であり、電気自動車等に搭載された電池から家庭に電力を供給できる機能を持った充放電設備のこと。

³⁴ カーシェアリング：複数の会員が共同で自動車を利用する自動車の利用形態のこと。

見を他の自治体等に共有し、脱炭素ドミノの実現に貢献します。

■ゼロカーボン商店街の実現

複数の商店街が存在する小田原駅東口エリアにおいて、国の交付金を活用し、省エネ診断、省エネ改修、再エネ電力使用等を促進し、2030年度までの電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを目指します。これにより、対象施設の電気料金を削減すると同時に、ゼロカーボンを商店街の新たなブランドとして、消費者・顧客・働き手の獲得や更なる活性化につなげます。

■大型施設の脱炭素化

久野地区生活拠点エリアにおいて、脱炭素に向けた行動変容を促す地域のショールームとして、大型施設の2030年度までの電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを目指します。



〔その他脱炭素型のまちづくり〕

■「小田原市地域公共交通計画」に基づく地域公共交通の利用促進等

路線バス等、既存の公共交通の維持・確保を基本とし、公共交通不便地域における移動支援にAIや自動運転など新たな技術も活用しながら取り組むことで、将来にわたって誰もが暮らしやすく、安心して移動が可能な、まちを繋ぐ地域公共交通ネットワークの構築を目指します。

この取組により、公共交通の利用促進を図り、自家用車の移動に係る温室効果ガスの削減にも寄与していきます。

■「小田原市立地適正化計画」におけるコンパクトシティの推進

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えで居住と居住に関わる医療、福祉、商業等の生活利便施設がまとまって立地するよう、時間をかけながら緩やかな誘導を図り、公共交通と連携したコンパクトなまちづくりにより、移動や施設等におけるエネルギー利用の効率化を推進します。

■小田原市緑の基本計画「おだわらみどりの創生プラン」による緑化に関する施策の実施

緑地の保全・緑化の推進・都市公園の整備の方針などに則り、樹木や草花、水辺や海辺といった「みどり」を適切に整備することで、二酸化炭素の吸収や大気の浄化などとともにヒートアイランド現象³⁵の緩和などの都市機能を維持・改善していきます。

施策4 省資源・循環型社会に向けた脱炭素化の推進

【目標】

2030年度に、家庭ごみ1人1日当たりの燃せるごみ排出量を433gに減少

基準：2018年度 509g

実績：2024年度 466g

目標：2030年度 433g

※「第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画」から引用

【取組方針】

市民・事業者・行政が協力し、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用などを推進するとともに、限りある資源を長く保全・維持し廃棄物の発生を最小限にすることで、廃棄物起源の二酸化炭素を削減し、脱炭素社会の実現を目指します。

「第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化の推進」「ごみの分別と資源化の更なる推進」「安定的・継続的なごみの適正処理の推進」「きれいなまちづくりの推進」を施策の柱に取り組み、廃棄物処理業務に伴う二酸化炭素の排出を抑制します。

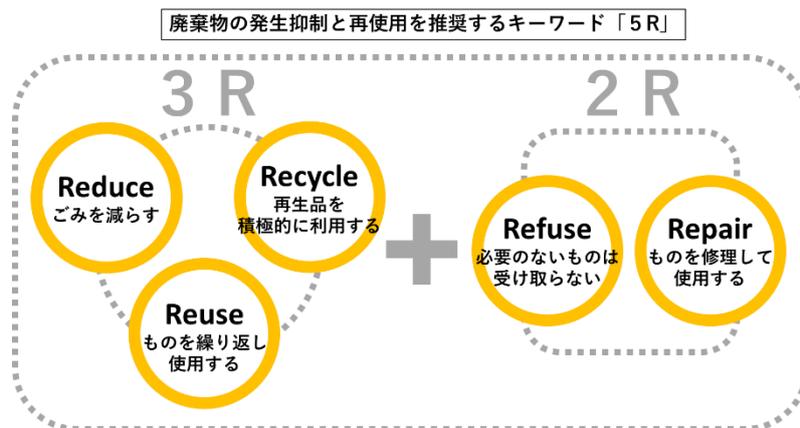
【取組】

〔発生抑制・再使用〕

■廃棄物の発生抑制と再使用

市民・事業者・行政が協働して、3R（ごみを減らす Reduce・ものを繰り返し使用する Reuse・再生品を積極的に利用する Recycle）に「必要のないものは受け取らない Refuse」・「ものを修理して使用する Repair」の2つを加えた5Rを推進します。

³⁵ ヒートアイランド現象：都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。



〔分別と資源化〕

■ 生ごみの削減

市民や団体と連携して、生ごみのたい肥化や食品ロスの削減等を推進します。

■ 燃せるごみに混入するプラスチックごみの削減

廃棄物起源の二酸化炭素は、燃せるごみにおけるプラスチック類の含有量から算定されるため、プラスチック製品の使用抑制、分別の徹底、容器包装プラスチック及び製品プラスチックの資源化に努めます。また、市域の排出量としてだけでなく市役所の事務・事業における排出量としても計上されることや、海洋汚染問題の要因になり得ることから、令和4（2022）年2月の「県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言」に基づき、広域的な連携のもと、意識啓発に向けた情報発信やクリーン活動、共同での環境教室開催などに取り組みます。

■ 剪定枝類の資源化と紙布類の分別徹底

事業者や家庭などから燃せるごみとして排出されている剪定枝類の資源化及び紙布類の分別の徹底を推進します。

〔安定的・継続的なごみの適正処理〕

■ 廃棄物処理業務の効率化

収集ルート of 効率化や業務のデジタル化等を検討し、廃棄物処理業務に係るエネルギーの削減を図ります。

〔市民向けの取組〕

- ライフスタイルの転換を促すための普及啓発《再掲》

〔事業者向けの取組〕

- 地域における温室効果ガス削減対策との協調《再掲》

施策5 吸収源対策

【目標】

2030年度に、小田原市森林整備面積を33haに拡大

基準：2020年度 28ha

実績：2024年度 39ha

目標：2030年度 33ha

※「第3次小田原市環境基本計画」（令和4（2022）年7月策定）から引用

<参考>

小田原市における森林吸収量 約34,445 t-CO₂

※対象森林面積：約4,014ha（GIS情報が整備されている森林面積のうち非森林・竹林を除く。）

※二酸化炭素吸収源単位（森林の区画（小班）ごとの成長量に、樹種（スギ、ヒノキ、マツ、その他針葉樹、その他広葉樹）ごとの係数）を乗じることで成長量を二酸化炭素吸収量に換算

※上記の森林吸収量は、本市の二酸化炭素排出量のオフセットには使用していない。

（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度・小田原市自然環境調査

【取組方針】

森林を適切に管理・維持することは、二酸化炭素の吸収源としての機能保持につながるため、適切な森林施業（更新、保育、間伐、主伐等）の基礎となる森林データの整備や、維持管理のための施策を講じます。

市町村へ譲与される森林環境譲与税を活用して、公益的機能（水源かん養、土砂流出防止等）の維持を図り、吸収源対策として一体的に森林管理を講じることを検討します。

木材は大気中の二酸化炭素を大量に固定していることから、例えば建材として中長期にわたって利用することで、都市・地域の中で二酸化炭素を固定することができます。したがって、地域で生産された木材を積極活用し、建築物のZEH・ZEB化の取組とあわせて一体的に建築部門の取組を講じることも検討していきます。

【取組】

■「おだわら森林ビジョン」に基づく施策の実施

市域の約4割の面積を占める森林は、水源かん養、土砂災害や洪水などの災害防止、動植物の生息環境の提供、地球温暖化の緩和などの多面的機能を有しており、その機能が高度に発揮されるよう、森林を適切に整備、利用していきます。

■ J-クレジットの創出

市域の森林が有する二酸化炭素吸収量をクレジットとして市場価値化します。水稲中干し、バイオ炭³⁶、ブルーカーボン³⁷等についても、先進的な事例を研究し、市内における市場価値化を検討します。また、創出されたクレジットは、市域内で環境価値を必要とする事業者に販売するなどして環境価値の域内循環を構築することを検討します。

□小田原市緑の基本計画「おだわらみどりの創生プラン」による緑化に関する施策の実施《再掲》

施策6 情報提供や意識啓発の実施（全施策共通）

【目標】

2030年度に、50%以上の人に取り組んでいる「ゼロカーボンアクション30」の項目数を15項目に増加

基準：2021年度 10項目

実績：2024年度 9項目

目標：2030年度 15項目

【取組方針】

国の「地球温暖化対策計画」では、二酸化炭素排出量の削減目標を達成するための国、地方公共団体、事業者、国民といった各主体が担うべき役割が示されており、相互に連携して対策を推進することにより相乗的な効果を発揮することが期待されています。

各主体の意識啓発や行動変容を促すため、必要な情報提供や連携の機会等を提供し、脱炭素社会の実現に向けた基盤を整備します。

【取組】

■ 気候変動対策等に関する情報発信等（市民向け）

一人ひとりの行動が温室効果ガスの排出を左右することを認識し、社会やライ

³⁶ バイオ炭：燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350°C超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物のこと。地中に埋めることで、長期間炭素のまま地中に留めることができるとされている。

³⁷ ブルーカーボン：沿岸・海洋生態系が光合成によりCO₂を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと。主要な吸収源として、藻場（海草・海藻）などがあげられる。

フスタイルのあり方を変革していくために必要な情報提供や意識啓発に係る取組を実施します。

また、市民がエネルギー政策に参加できる広く開かれた場として、市民エネルギー会議（仮称）を立ち上げ、市民によるゼロカーボンアクションが自発的・伝搬的に広がるよう、講演会やワークショップ、見学会等の活動を実施します。

■国・神奈川県等の助成制度の情報提供（市民向け・事業者向け）

国や神奈川県等の助成制度などについての情報提供を充実します。

■市民団体や業界団体等との連携（事業者向け）

さまざまな気候変動対策等に取り組む市民団体や、商工会議所等との公民連携により、市民・事業者の意識の向上や知識の普及を図ります。

■優良事例等の情報提供（事業者向け）

優良事例や先行事例、類似事例など取組の参考になるよう情報提供を行います。

■中小規模事業者でも導入しやすい対策等の情報提供（事業者向け）

中小規模事業者が導入しやすい対策や環境マネジメントシステム、再エネ導入のインセンティブ付与等についての情報提供を充実します。

第4章 市役所としての脱炭素化施策【緩和策】



1 基本的考え方

本章は、温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）及び「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」第7条に基づく「再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画」として位置付けます。

本市が地方公共団体として実施する事務・事業について、温室効果ガスの排出量の削減と温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に取り組む内容を示すものです。温室効果ガスの排出量の削減には、庁舎をはじめとする公共施設での省エネ対策、再エネ導入、公共サービスを維持しながら効率化を図ることなどがが必要です。温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための取組としては、森林吸収源対策として公有林における間伐等などが挙げられます。

これらの施策を実施することにより、事務経費の削減や施設・設備の計画的な更新と長寿命化等を図り、地域全体にとっての温室効果ガスの削減等につなげます。

また、地域の民間事業者及び地域住民に具体的で模範的な取組を率先して行うことで、地域全体における温室効果ガス排出量の削減への気運を高めることにつなげます。

なお、本章における対策の対象は次のとおりです。

【対象とする範囲】

地方公共団体としての小田原市が行う事務・事業を対象とします。

【対策及び算定の対象とする温室効果ガス】

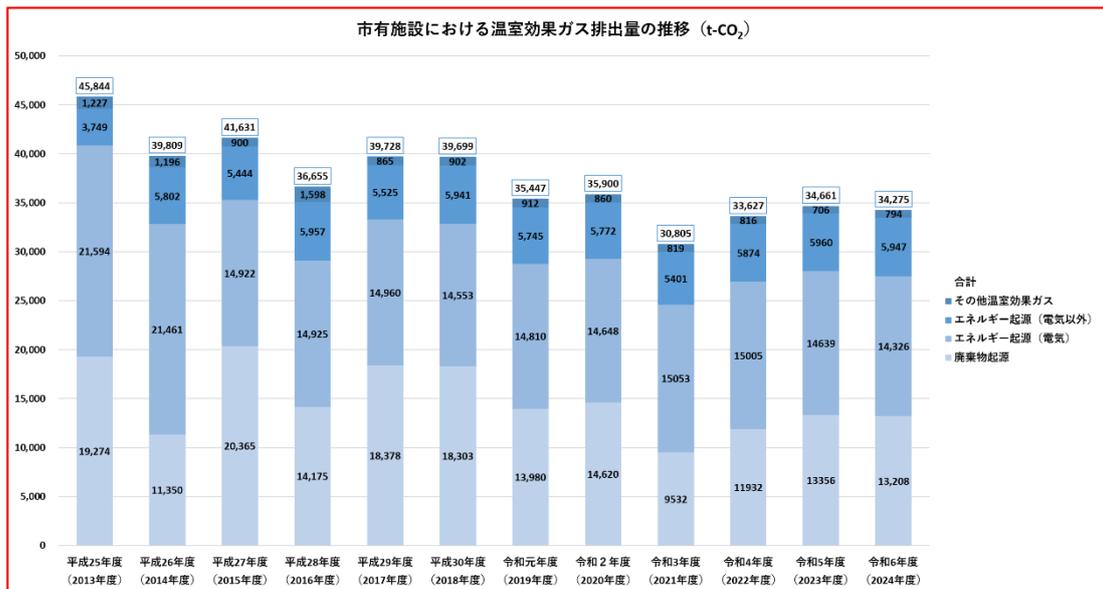
対策の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に掲載されている以下の7種類のガスです。

- ・ 二酸化炭素
- ・ メタン
- ・ 一酸化二窒素
- ・ ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- ・ パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- ・ 六ふっ化硫黄
- ・ 三ふっ化窒素

このうち、事務事業編で「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、温対法施行令第3条第1項に基づき三ふっ化窒素を除く6種類のガスとします。

2 公共施設における温室効果ガス排出量の状況

本市の事務・事業による温室効果ガス排出量は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に定められた大規模事業者（特定事業者）である本市は、関係法令に基づき、中長期的に1年につき1%のエネルギー原単位の削減義務に取り組み、また、神奈川県計画書制度に沿って、対策を推進してきました。

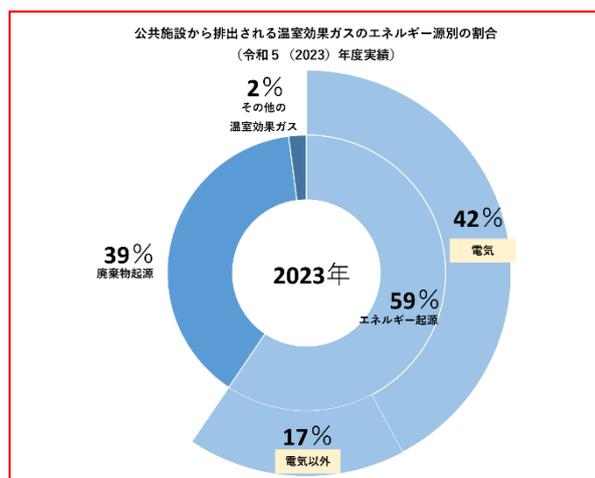


(廃棄物起源以外の排出量については、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて指定されている特定事業者（小田原市）として把握している、各施設におけるエネルギー使用量の調査を基に算出しています。廃棄物起源については、毎年度市で実施する一般廃棄物の組成分析調査結果を基に算出しています。)

事務・事業における温室効果ガス排出量の半分以上がエネルギー起源である一方、市域から発生する廃棄物起源の温室効果ガスも約4割含まれています。

廃棄物起源の温室効果ガスは、燃せるごみに混入したプラスチック類を焼却することによって発生するため、家庭における一層のごみ削減や、ごみの分別の徹底、使い捨てプラスチックの使用抑制を強化することが重要です。

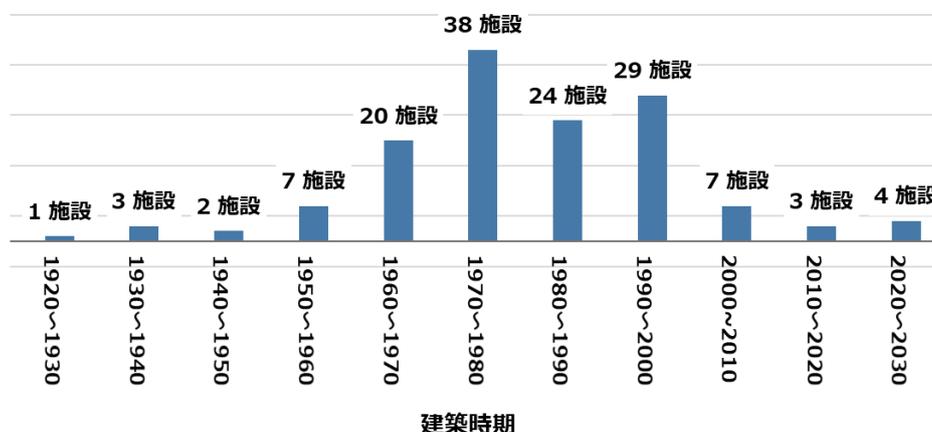
また、エネルギー起源の温室効果ガスのうち約4割は電気の使用によるもので、公



公共施設における再エネ由来の電力の導入や事務・事業の運用改善等による効率化について検討する必要があります。

本市の公共施設は、老朽化が進行し、今後多くの施設が建替え等の時期を迎える一方、人口減少や少子高齢化に伴う税収の減少や扶助費の増加等により、建替え費等の財源不足が見込まれている状況です。施設の安全・安心な利用、持続可能な行政サービスの提供を実現するために、複合化や統廃合を含めた施設の機能・配置の適正化及び総量縮減を図るための「小田原市公共施設再編基本計画」に基づいて更新等を進めており、それに合わせて再エネ導入や省エネ化等の検討を行っていく必要があります。

公共施設の築年数と施設数



3 市役所の脱炭素化目標

2030 年度に、市役所における温室効果ガス排出量を
2013 年度比 50%以上削減

基準： 2013 年度 45,844t-CO₂ (100%)

実績： 2024 年度 34,275t-CO₂ (△25.2%)

目標： 2030 年度 22,922t-CO₂ (△50%)

市役所の脱炭素化目標は、二酸化炭素排出量の削減率の達成の一部として位置付けます。

市域における目標「2030 年度に、二酸化炭素排出量を 2013 年度比 50%削減」を市が率先して達成することを目指します。

国の「政府実行計画」に準じた各種の取組を着実に実施し、本市の特性を生かした取組やこれまでの公民連携事業の進展などにより、国の目標である「令和 12 (2030)

年度に、温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比 50%削減」を上回る削減の達成を目指します。

対策を実施する公共施設は、築年数等の状況に応じた改修等の機会を捉え、施設所管部局と環境部が連携して導入可能性を検討します。導入検討にあたっては、電力契約の切り替えによる電気単価の削減や、省エネ機器への入れ替えによる電力使用量の削減と併せて、太陽光発電や電気自動車の導入を行っていきます。

事業実施にあたっては、国の交付金等を最大限活用し、市の財政負担を可能な限り抑制しながら先進的な取組を積極的に実施します。

令和 6（2024）年度までの進捗状況を踏まえ、再エネの最大限導入、既存設備の省エネ化、電力の再エネ切り替えなどの取組を、目標の達成に向け着実に実施する必要があります。

4 具体的な施策

施策 1 公共施設への再生可能エネルギーの導入拡大

【目標】

2030 年度までに、設置可能な公共施設^{*}の 3 分の 2 に
太陽光発電等の再エネ設備を導入

基準： -

実績： 2024 年度 21 施設

目標： 2030 年度 22 施設

※現時点において商用化され導入実績のある設備を、屋根形状や築年数等を考慮したうえで設置可能と判断できる 32 施設。

【取組】

■新築施設

公共施設の新築にあたっては、太陽光発電設備を原則導入します。

■改修等が必要な築年数の既存施設

改修・契約更新等の機会を捉えて太陽光発電設備の設置を検討し、施設の構造等を勘案しつつ、積極的な導入を図ります。

検討にあたっては、築年数や耐久性、屋根の形状や屋上設置物、再編計画等の状況を踏まえて設置可能な公共施設を選定し、需要側のニーズの有無等による優先順位をつけて、関係課室との協議の上で実施することとします。

■築年数が浅い既存施設

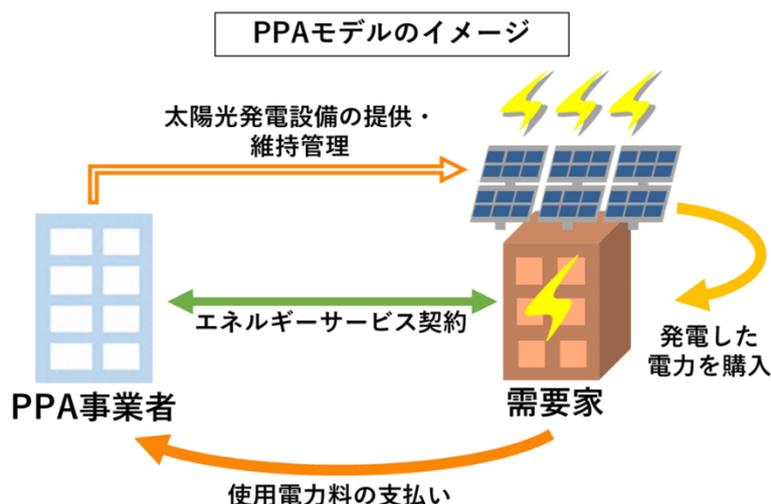
築年数が浅い既存施設については、その性質上適さない場合を除き、太陽光発

電設備を検討します。

導入の検討にあたっては、避難施設など災害時等におけるより優先度の高い施設を選定し実施することとします。

■PPAモデル活用

太陽光発電設備を設置する際は、必要に応じ、PPA³⁸モデルの活用も検討します。



■新技術の率先導入

ペロブスカイト太陽電池³⁹等、新技術を活用した太陽光発電設備を積極的に導入し、導入を検討している市民・事業者に対するモデルケースを創出します。

■蓄電池の導入

蓄電池の導入を検討し、エネルギーマネジメントに活用することで、災害時の利用や電気料金の削減、太陽光発電による電力を地域において無駄なく利用する取組について、更に拡大を図ります。

■電力の調達

二酸化炭素排出実質ゼロの再エネ電力を、原則として2030年度までに指定管理施設等を除く全ての公共施設で調達します。

調達にあたっては、電気料金削減のほか、エネルギー代金域外流出の防止、地産電源の活用及び追加性等の観点を経済的に検討した上で、「小田原市電力の調達に係る環境配慮要領（令和5（2023）年）」に基づき実施していきます。

³⁸ PPA：Power Purchase Agreementの略で、電力購入契約のこと。PPA事業者が設置・維持管理する太陽光発電設備で発電した電力を特定の需要家等に供給する契約方式。太陽光発電設備の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがある。

³⁹ ペロブスカイト太陽電池：ペロブスカイト結晶構造を持つ化合物を発電層として用いた太陽電池のこと。軽量・柔軟などの特徴を持ち、従来の太陽電池が設置困難であった場所にも設置可能であるため、再エネ導入拡大と地域共生を両立するものとして期待されている。

施策2 公共施設の省エネルギーの推進

【目標】

2030年度までに、LED照明の導入割合※100%

基準： -

実績：2024年度 89施設（50.2%）

目標：2030年度 177施設（100%）

※施設白書に掲載された施設のうち、照明設備の全て又は概ねがLED照明である施設数の割合

【取組】

■部局横断的な推進体制

「市有施設の管理運営に係る基本方針（令和4（2022）年改訂）」に基づき、一元化された情報を共有することで、個別の施設所管がそれぞれ独立して設備更新を行うのではなく、部局横断的な視点でより効果的かつ野心的な二酸化炭素排出量の削減を図るなど、目標達成に向けた取組の推進を図ります。

■新築建築物等におけるZEB Ready化相当以上の検討

新築・建替え時には、原則としてZEB Ready⁴⁰化相当以上とすることを検討します。また、太陽光発電設備を設置可能な設備においては、より多くのエネルギー消費量の削減が見込まれるため、Nearly ZEB⁴¹化相当以上とすることを目指します。

■地域産木材による木質化

小学校をはじめとした公共施設において、積極的に地域産木材の利用を推進します。

■省エネルギー対策

公共施設においては、運用面におけるエネルギー使用の削減や、施設の高気密・高断熱化、電力需給バランスの安定に寄与するダイヤモンド・リスpons⁴²などに

⁴⁰ ZEB Ready：ZEBは、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの建築物のことを言い、ZEB Readyは、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加えて更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じ、正味エネルギー排出を50%以上削減した建築物のこと。

⁴¹ Nearly ZEB：正味エネルギー排出を75%以上削減した建築物のこと。

⁴² ディモンド・リスpons：電力の需要と供給のバランスを保つために、需要家が電力使用量を制御し、電力需要パターンを変化させること。

より、ピークカット⁴³などの効率良いエネルギー消費を実施するほか、既存設備のエネルギー効率や経済性を鑑み、高効率かつ省エネとなる機器へ更新することを検討します。また、避難施設など災害時等におけるより優先度の高い施設を優先して実施します。

築年数の古い施設においては、従来の空調や照明などを継続して利用している場合も考えられるため、現状を適切に把握のうえ、国の交付金等も積極的に活用して更新を進めていきます。

特に LED 照明の導入については、水銀に関する水俣条約において蛍光灯（蛍光ランプ）の製造・輸出入が 2027 年度には禁止となることも踏まえ、可能な限り早期に実施します。

施策 3 公用車の電動化

【目標】

2030 年度までに、新規導入・更新における代替可能な公用車[※]の全てを電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車にする

基準： -

実績：2024 年度 18 台

目標：2030 年度 105 台

※代替車種が存在しないものや、電気自動車では使用目的を満たせないものを除いた公用車

【取組】

■乗用車

乗用車の更新・新規導入の際には、代替可能な車種において電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車とすることを検討します。

■特殊公用車

ごみ収集車・消防車等の特殊公用車については、技術開発動向を踏まえ、コストや運用面等の課題を勘案し、より二酸化炭素排出量の少ない車両の導入の検討を行います。

■使用の適正化

公用車の効率的な利用等による必要台数の見直しや小型化、近距離における自転車利用を促進します。

⁴³ ピークカット：1日のうちで最も電力使用量が多い時間の消費電力を抑え、1カ月の最大需要電力を下げることを。

■「動く蓄電池」としての活用

電気自動車を“動く蓄電池”として捉え、エネルギーマネジメントに活用することで、電気料金の削減や太陽光発電による電力を地域において無駄なく利用する取組について、更に拡大を図ります。

■EVカーシェアリングの活用

電気自動車を活用したカーシェアリングを公用車として活用します。

施策4 事務・事業における環境に配慮した取組

【目標】

2030年度までに、グリーン購入対象品目のうち
基準を満たしていないもの 0件

基準： -

実績：2024年度 2件

目標：2030年度 0件

【取組】

■環境に配慮した物品等の調達

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）（環境配慮契約法）」を踏まえ、環境に配慮した物品等の調達に積極的に取り組みます。特に、重点的に推進すべき品目（グリーン購入対象品目）については、判断基準を定め、グリーン購入を率先して実施します。

■廃棄物の抑制・処理

事務・事業におけるごみの発生抑制を推進し、廃棄する際は分別と資源化を徹底します。

また、安定的・継続的なごみの適正処理のため、廃棄物処理業務に係るエネルギーの削減に努めます。

市域で発生した一般廃棄物から排出される二酸化炭素は燃せるごみにおけるプラスチック類の含有量から算定され、その処理を担う市役所の事務・事業における排出量としても計上されることを踏まえて市域における対策を推進します。

■事務・事業のデジタル化

行政手続きのオンライン化、文書・電子決裁システムの導入、テレワークの推

進、ウェブ会議システムの活用等、行政サービスのデジタル化を推進し、利用する市民、事業者のエネルギーの効率化と行政内部のエネルギー効率化を図ることで、社会全体のエネルギー効率の向上を図る取組を進めます。

■効率的な勤務体制

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の削減、休暇の取得促進、**デコ活**の推進等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努めます。

■公共工事や業務委託等の環境配慮

プロポーザル方式⁴⁴等（インセンティブ発注、総合評価）により実施する本市発注の工事等において、環境配慮導入促進に係る評価項目の採用に向けて検討を進めます。

■環境負荷の低減

環境に負荷を与える可能性がある事務事業については、環境への負荷を回避若しくは最小限にとどめるよう努めます。

⁴⁴ プロポーザル方式：複数の事業者から企画提案を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を候補者として選定する手法のこと。

第5章 気候変動適応策



1 基本的考え方

本章は、「気候変動適応法」第12条における地域気候変動適応計画として位置付けます。

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、地球温暖化を要因とした気候変動による影響が全国各地で生じており、長期にわたり拡大するおそれがあると考えられています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要があります。

平成27（2015）年12月に気候変動枠組み条約の下で採択されたパリ協定では、気候変動の悪影響に適応する能力及び強靱性を高めるという「適応」も含め、気候変動の脅威への対応を世界全体で強化することを目的としています。国内においても、気候変動適応の法的位置づけを明確にした「気候変動適応法（平成30年法律第50号）」が施行され、関係者が一丸となって一層強力に推進していくこととされました。

同法の改正（令和6年（2024年）4月）により創設された、熱中症特別警戒情報や指定暑熱避難施設（クーリングシェルター⁴⁵）の指定制度において、市町村の役割等が措置されるなど、適応策への取組は重要性を増しています。



出典：環境省「地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドライン」

平成28年（2016年）8月

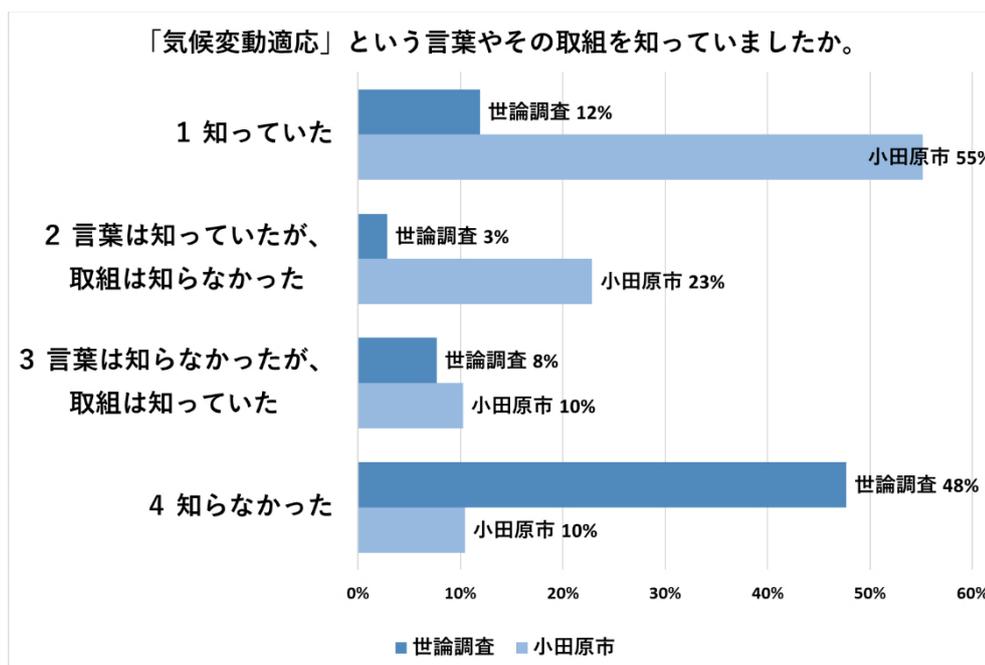
⁴⁵ クーリングシェルター：気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条第1項の規定に基づき、暑熱による健康被害を予防することを目的として、原則として熱中症特別警戒アラートが発表された際に市民に開放される、市が指定した施設。

2 小田原市の状況と影響評価

(1) 市民の意識

「第1章 3 小田原市の特性 (9) 市民の意識」に記載の「地球温暖化対策等に関するアンケート」において、気候変動適応への認知度等について把握しました。本アンケートの設問は、国の「気候変動適応計画」の策定にあたって実施された内閣府による「気候変動に関する世論調査(令和2(2020)年11月実施)」に則った設問とし、全国的な状況と本市の状況とを比較します。なお、結果には調査方法の違いによる偏りが含まれるおそれがあります。

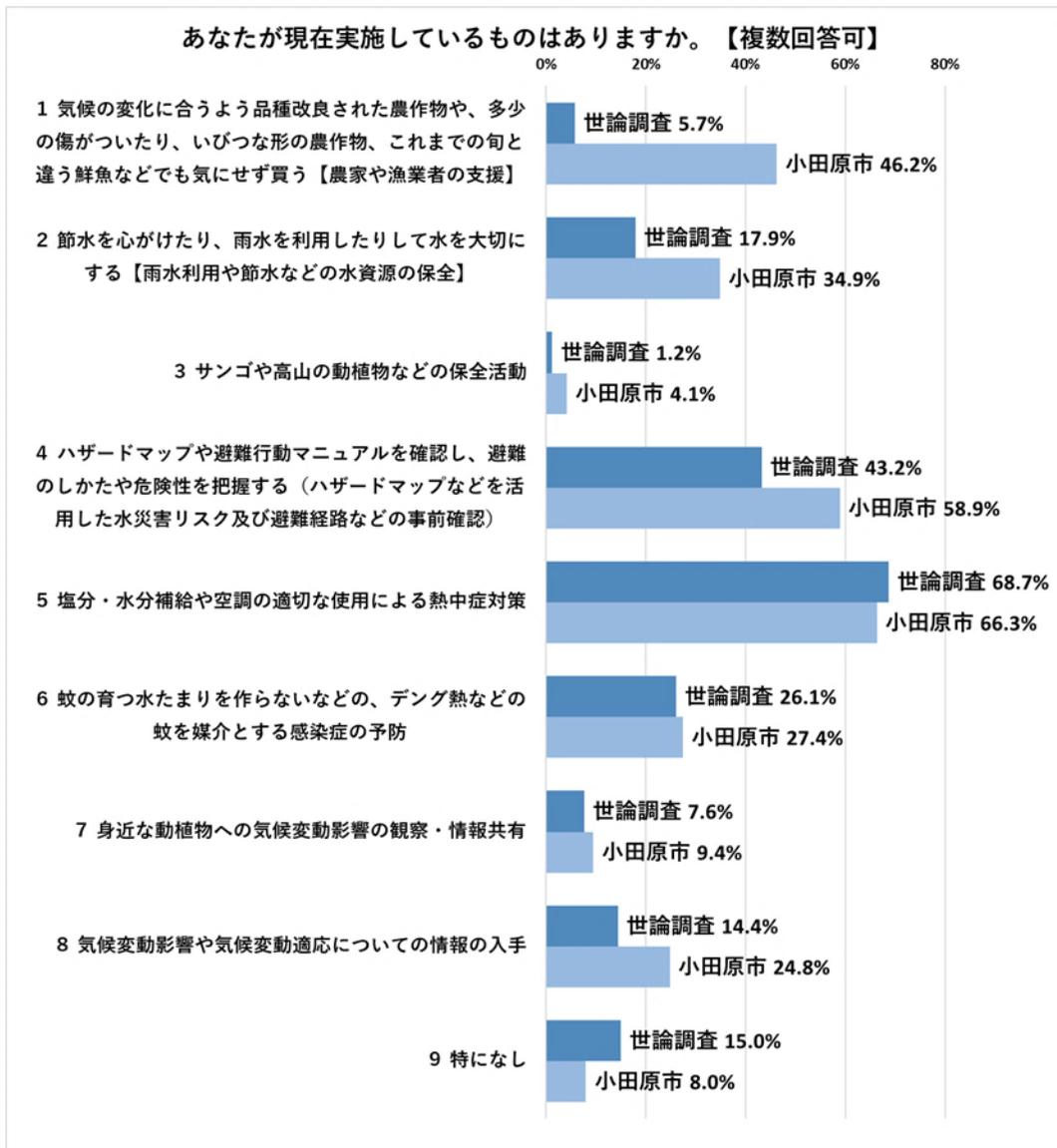
「気候変動適応」という言葉や取組をどちらも知っているとした人は、世論調査では12%に対し、本市では55%と非常に高く、半数以上の方が認識している状況でした。また、言葉又は取組のどちらかを知っている人の数についてもいずれも世論調査より高い結果となっており、意識の高さがうかがえます。



また、現在実施している気候変動適応の各取組について取り組んでいるものを尋ねた設問では、ほとんどの項目で世論調査よりも本市の方が高い結果となっており、意識しているだけでなく、実際に行動している人が多いと言えます。

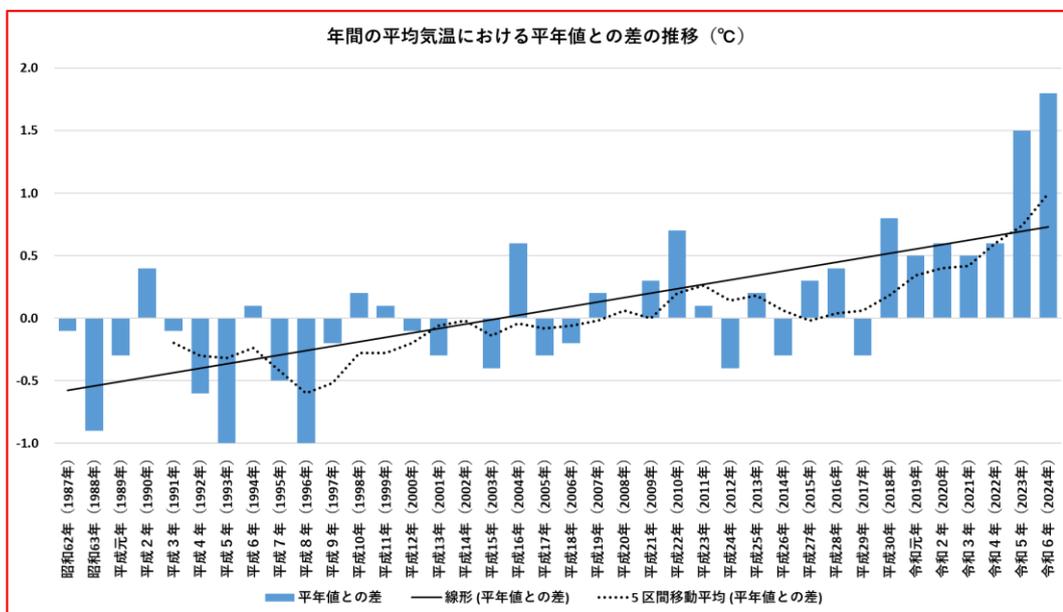
唯一、熱中症対策の実施状況については本市が下回る結果となりましたが、これは本市が比較的温暖で過ごしやすい気候であることから特別な対策の必要性が低いためであると推測できます。

今回把握した実践の状況については、本章の具体的な取組における指標として活用します。

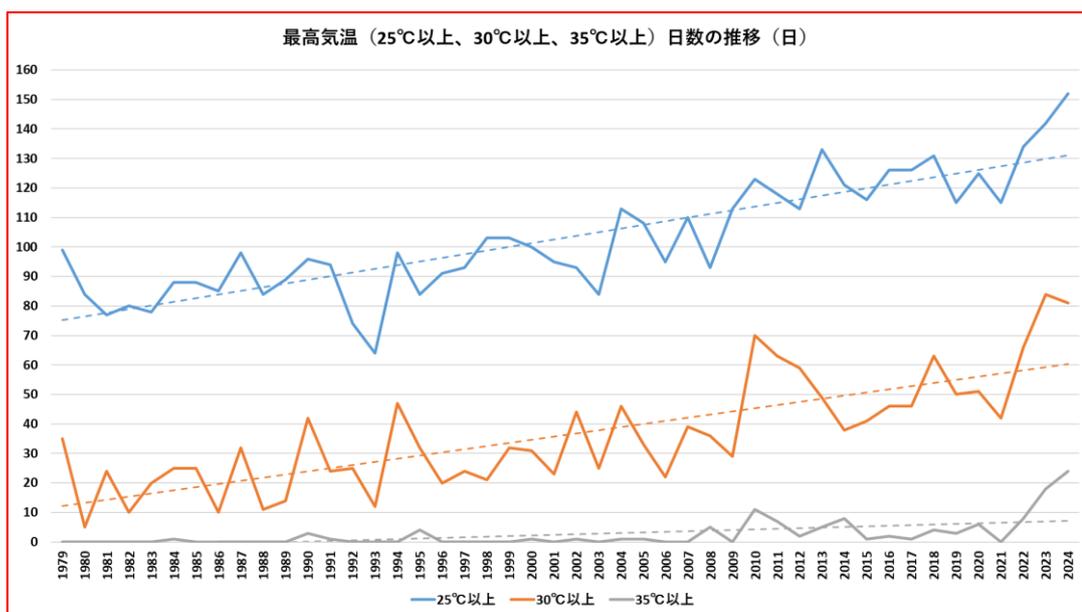


(2) 気候変動の影響

本市における気候の状況について、気象庁の観測データによると、年間の平均気温における平年値（平成3（1991）年～令和6（2024）年の平均値）との差の推移は上昇傾向にあります。



また、最高気温が 25℃以上の夏日、30℃以上の真夏日、35℃以上の猛暑日の日数も明らかな増加傾向が見取れることなどから、地球温暖化による気温の影響が表れているものと考えられます。令和7（2025）年8月6日には、観測史上最高気温である 39.2℃を記録し、その影響はますます大きなものとなっています。



そこで、本市の地域特性を踏まえて現在及び将来の様々な気候変動による影響を把握し対処する必要があるため、環境省による「気候変動影響評価報告書」（令和2（2020）年12月）をもとに、神奈川県気候変動適応センター（環境科学センター）が取りまとめた神奈川県内における影響評価を準用し、本市における気候変動の影響について整理しました。

大項目・小項目について、本市に関係する項目を選定し、各項目で既に現れている影響や将来予測される影響について、本市にも起こり得る可能性があるものを代表して抜粋しました。

選定した項目は次のとおりです。各項目における影響評価については資料編に掲載します。

小田原市の取組分野	大項目	小項目	小田原市の取組分野	大項目	小項目
分野1 農林水産業	農業	水稲	分野4 自然災害	河川	洪水
		野菜等		内水	
		果樹		沿岸	海面水位の上昇
		麦、大豆、飼料作物等			高潮・高波
		畜産	海岸侵食		
		病害虫・雑草等	土石流・地すべり等		
	農業生産基盤	自然災害その他	強風等		
	林業	木材生産（人工林等）	分野5 健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等
		特用林産物（きのこ類等）		暑熱	死亡リスク等
		水産業			回遊性魚介類（魚類等の生態）
増養殖業				感染症	水系・食品媒介性感染症
沿岸域・内水面漁場環境等	節足動物媒介感染症				
分野2 水環境・水資源	水環境	河川			その他の感染症
		沿岸域及び閉鎖性海域		健康その他	温暖化と大気汚染の複合影響
	水資源	水供給（地表水）			脆弱性が高い集団への影響（高齢者・小児・基礎疾患有病者等）
		水供給（地下水）			その他の健康影響
水需要		国民生活・都市生活その他		暑熱による生活への影響	
分野3 自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	分野6 まちづくり	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等
		里地・里山生態系	分野7 生活・文化	文化・歴史などを 感じる暮らし	生物季節
		人工林			伝統行事・地場産業等
		野生鳥獣による影響	その他 各主体が 取り組む分野	製造業・食品製造業	製造業
		物質収支			食品製造業
		淡水生態系		河川	エネルギー
	沿岸生態系			温帯・亜寒帯	商業・小売業
	海洋生態系	海洋生態系		金融・保険	金融・保険
		自然生態系 その他		生物季節	観光業
	分布・個体群の変動		自然資源を活用したレジャー業		
	在来生物	建設業	建設業		
	外来生物		医療	医療	
生態系サービス	生態系サービス				

3 気候変動適応策の目標

2030 年度に、気候変動適応の認知度を 70%に向上

(気候変動適応という言葉、取組ともに知っている市民の割合)

基準：2021 年度 55%

実績：2024 年度 55%

目標：2030 年度 70%

本章における目標は、全体目標として掲げた気候変動の認知度向上の達成を位置付けます。

気候変動への適応は、その緊急性や重要性を理解すること、それを常日頃から意識し、自らの生命や財産を守るための行動につなげていくことがまずは重要です。

既に各分野において取り組まれている市民の健康や安全、快適なまちづくりに資する事業等を着実に継続することで適応策としての効果を得ることとし、本計画ではそれらを適応策の視点に立って周知・意識啓発を行い、その認知度を高めることを目指し、令和 12 (2030) 年度の目標を「2030 年度に、気候変動適応の認知度を 70%に向上」することとします。

4 具体的な取組

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応策を進めていくに当たって、前述の影響評価を参考に、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目において取り組む内容を検討しました。

具体的には、7つの分野において既に取り組まれている気候変動への適応に資する事業内容を適応策として位置づけた上で、継続的・発展的に取り組みます。

分野1 農林水産業

【指標】

農家や漁業者の支援を意識して農作物等を購入する市民の割合

基準：2020 年度 46% (内閣府世論調査 5.7%)

実績：2024 年度 46%

目標：2030 年度 50%

【取組】

気候変動による気温や海水温の上昇に伴う高温障害等を軽減するため、神奈川県農業技術センターや神奈川県水産技術センター等から、気候変動によって受ける影響や農産物の品種改良、収穫時期や漁獲高の変化等に係る情報を把握します。

また、豊かな漁場の維持などの水産資源の環境保護に努め、森里川海がひとつ

らなりの環境を守り育て、その機能を維持することにより、気候変動による水産物への影響を最小限にとどめます。

- ・農林水産品への影響の把握（情報収集等）
- ・水産資源の保護事業

分野2 水環境・水資源

【指標】

雨水利用や節水などに取り組む市民の割合

基準：2020年度 35%（内閣府世論調査 17.9%）

実績：2024年度 40%

目標：2030年度 40%

【取組】

気候変動による水温の上昇や渇水の発生等を軽減するため、田畑や森林の保全を通じ、雨水からきれいな地下水をつくり出す機能を保持するとともに、河川、海域の水質調査や生活排水対策、地下水に関する調査等を実施し、将来に向けて良好な水環境・水資源を保全します。

- ・水質保全事業
- ・地下水・土壌保全事業

分野3 自然生態系

【指標】

自然環境モニタリング調査において確認できた生物の種数割合

（市実施の自然環境調査における「小田原の森里川海街で広く確認され各環境を指標する種（80種）」のうち、モニタリング調査における当該調査地点において確認された種数割合を算出する）

基準：2019年度 100%

実績：2024年度 100%

目標：2030年度 100%

【取組】

気候変動による気温の上昇等の影響により、動植物の分布の変化や生息状況を把握することにより、健全な生態系の保全等に生かします。

また、多自然型の水路整備や、里地里山の保全などを通して、豊かな自然環境を維持し、生態系の保全を図ります。

- ・自然環境調査による生物の生息・生育状況等の把握
- ・多自然水路整備
- ・里地里山再生事業
- ・外来生物等対策事業

分野4 自然災害

【指標】

避難行動を事前に確認している市民の割合

基準：2020年度 59%（内閣府世論調査 43.2%）

実績：2024年度 50%

目標：2030年度 90%

【取組】

気候変動の影響により近年激化・多発化している大雨等の自然災害に備えるため、防災マップや洪水・土砂災害ハザードマップ等を作成し、各家庭へ配布することにより、日頃からの防災意識の向上を図ります。また、防災アプリを整備し、避難情報や避難所等の開設状況を迅速かつ確実に伝達し、避難行動を誘導します。

田・農業用水路・森林等が持つ水のかん養機能を保持することにより、自然環境が持つ防災機能を維持するほか、台風や集中豪雨等による浸水被害を軽減する河川改修、市街地における雨水渠整備を推進することにより、可能な限り被害を予防し、気候変動による影響の最小化に努めます。また、企業や家庭における太陽光発電等の設備の設置普及を図ることにより、非常時におけるエネルギー確保につなげます。

更に、国・神奈川県をはじめ、関係機関との連携・協力体制を構築することにより、地域防災力を強化し、被害を軽減します。

- ・防災に関する意識啓発
- ・ハザードマップの整備
- ・防災アプリ等による災害情報伝達の整備
- ・河川や道路、雨水渠の適切な整備
- ・農地・森林の多面的機能の維持

分野5 健康

【指標】

熱中症対策をしている市民の割合

基準：2020年度 66%（内閣府世論調査 68.7%）

実績：2024年度 77%

目標：2030年度 85%

【取組】

気候変動による気温の上昇に伴う熱中症の救急搬送者数の変化を把握するとともに、定期的な水分補給や室内外の気温の把握など、熱中症予防の普及啓発に取り組むことにより、気候変動の影響による健康被害を最小限にとどめます。

- ・「熱中症アラート」等の活用による注意喚起
- ・熱中症の予防に関する知識等の普及啓発
- ・施設内の温度管理における対策の推進
- ・クーリングシェルターの指定・周知

分野6 まちづくり

【指標】

再整備した街区公園数

基準：2020年度 なし

実績：2024年度 2公園

目標：2030年度 2公園

まちなか緑化助成事業で緑化された延長

基準： -

実績：2024年度 0.9km

目標：2030年度 1.4km

【取組】

気候変動による気温の上昇、大雨、台風、濁水等といったインフラ等への影響を軽減するため、街路樹の植樹、民有地等の緑化支援により、公共空間や生活空間における緑陰の形成を図ります。

また、歩道の整備に合わせた透水性舗装の使用や、市街地における農地を適切に維持管理することで、新鮮な農作物を供給するだけでなく、防災空間や緑地空間など都市農業の有する多様な機能を保全することにより、保水機能を維持するとともに、気温上昇の影響を最小限にとどめます。

- ・まちなかの緑化
- ・都市農地の維持

分野7 生活・文化

【指標】

環境に関するイベントに参加している人の割合

基準：2021年度 12.6%

実績：2024年度 13.3%

目標：2030年度 25.2%

環境に関するイベントに参加している人数

基準： -

実績：2024年度 13,378人

目標：2030年度 15,000人

【取組】

気候変動の影響について認知度を高め、市民生活への影響に適切に対処していくため、市民の環境意識の向上を目指した木育や環境学習などの取組を企業や関係団体と協業しながら小田原の豊かな自然環境の魅力や環境保全への取組を広く伝え、森里川海を守り育てていくための体制づくりを進めます。

また、地域団体による里地里山の保全活動を通して、田・畑・樹園地等を保全することにより、豊かな自然環境を基に成り立つ文化を継承する意識を高め、気候変動の影響の最小化につなげます。

更に、年間を通して行われている各種イベントなどの市内外の多くの人が集う場で、「**デコ活**」を普及啓発するなど、イベント等の運営時に気候変動対策に配慮した視点を取り入れることにより、一人ひとりが気候変動によるさまざまな影響を理解し、行動する意識を高めます。

- ・ 市民による環境学習・活躍推進
- ・ 農地の多面的機能の維持
- ・ 木育推進事業
- ・ 里地里山再生事業
- ・ 観光イベント等における熱中症対策等

5 今後の取組に向けて

今回、初めて実施したアンケート調査により、気候変動適応に資する行動を既に実施している人が全国平均よりも多いという良好な結果が得られましたが、実際には気候変動適応に資する取組だと意識せずに取り組んでいる場合も多くあると推測されるため、今後の意識啓発に力を入れ、1つの行動が多くの意味を持ち、それらが積み重なり、継続することで気候変動適応や地球温暖化防止に資する行動変容につながるということをより明確に普及させていく必要があります。

気候変動への適応は、気候条件、地理的条件、社会経済条件等といった地域の特徴に応じた取組が求められますが、網羅すべき分野や事象は広範にわたるため、情報収集及び対策・施策の実施のためには、国・神奈川県・近隣市町村・専門機関や団体等と協力するとともに、地域気候変動適応センターや気候変動適応広域協議会との連携体制を構築することが不可欠です。

また、気候変動や地球温暖化の変化していく状況を捉え、柔軟に新たな対策・施策を取り入れていく必要があります、そのための知見の蓄積や庁内の連携強化が重要となります。

2 進行管理の方法

本計画の進行管理は、計画の全体目標及び各施策における目標や指標の状況を評価・分析することで行い、計画の着実な推進を図るため、毎年、年次報告書を作成します。

年次報告書において、毎年、取組の進行管理を行うとともに、社会経済の動向等を踏まえ必要に応じて計画の見直しを行います。

また、年次報告書については、小田原市環境審議会へ報告するとともに、市民・事業者・団体等へ、市公共施設窓口やHPなど、様々な広報媒体を通じて広く公表することとし、公表にあたっては、環境の取組など分かりやすく記載していくこととします。

なお、全体目標に位置付けている二酸化炭素排出量については、その推計に各種統計資料を用いて計算するため、把握できる排出量の情報は約2年遅れのものとなります。そのため、直近の状況については、計画に位置づけた主要な施策の進捗状況を把握することにより行います。